

# 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

## 職員給与規程

平成16年4月1日  
規程第5号

改正	平成17年	3月29日規程第	33号
改正	平成17年	6月24日規程第	57号
改正	平成17年11月	25日規程第	72号
改正	平成18年	1月27日規程第	8号
改正	平成18年	3月27日規程第	21号
改正	平成18年	3月30日規程第	35号
改正	平成18年12月	27日規程第	74号
改正	平成19年	3月29日規程第	3号
改正	平成19年	6月22日規程第	44号
改正	平成19年12月	26日規程第	62号
改正	平成20年	3月31日規程第	18号
改正	平成21年	3月31日規程第	6号
改正	平成21年	6月26日規程第	104号
改正	平成21年12月	9日規程第	116号
改正	平成22年	3月29日規程第	8号
改正	平成22年	6月24日規程第	39号
改正	平成22年12月	6日規程第	56号
改正	平成24年	3月30日規程第	23号
改正	平成24年	5月25日規程第	51号
改正	平成24年12月	21日規程第	61号
改正	平成25年	3月25日規程第	6号
改正	平成25年	9月27日規程第	25号
改正	平成25年12月	20日規程第	42号
改正	平成26年	3月26日規程第	15号
改正	平成26年12月	25日規程第	28号
改正	平成27年	3月27日規程第	17号
改正	平成27年	9月16日規程第	54号
改正	平成27年12月	25日規程第	70号
改正	平成28年	2月17日規程第	4号
改正	平成28年	3月30日規程第	39号
改正	平成28年	5月27日規程第	42号
改正	平成28年	7月15日規程第	51号
改正	平成28年12月	12日規程第	59号
改正	平成29年	9月21日規程第	21号
改正	平成30年	1月26日規程第	3号
改正	平成31年	1月24日規程第	3号
改正	令和2年	1月30日規程第	1号
改正	令和2年10月	27日規程第	44号
改正	令和2年11月	30日規程第	52号

改正	令和	4年	3月28日	規程第	28号
改正	令和	4年	4月14日	規程第	48号
改正	令和	4年	6月24日	規程第	52号
改正	令和	4年	12月21日	規程第	58号
改正	令和	5年	3月27日	規程第	14号
改正	令和	5年	6月26日	規程第	28号
改正	令和	5年	12月22日	規程第	75号
改正	令和	6年	3月25日	規程第	3号
改正	令和	6年	12月25日	規程第	30号
改正	令和	7年	3月28日	規程第	35号
改正	令和	7年	7月1日	規程第	10号
改正	令和	7年	7月11日	規程第	13号
改正	令和	7年	12月19日	規程第	22号
改正	令和	8年	3月27日	規程第	8号

## 目次

第1章	総則	(第1条・第2条)
第2章	給与の種類と支給日	(第3条・第4条)
第3章	本給の決定及び級別標準職務	(第5条・第6条)
第4章	級別資格基準	(第7条～第11条)
第5章	初任給	(第12条～第21条)
第6章	昇格及び降格	(第22条～第25条)
第7章	本給表の適用を異にする異動	(第26条・第27条)
第8章	昇給	(第28条～第34条)
第9章	特別の場合における号給の決定	(第35条～第37条)
第10章	指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定	(第38条)
第11章	本給の調整額	(第39条)
第12章	管理職手当	(第40条)
第13章	初任給調整手当	(第41条)
第14章	扶養手当	(第42条)
第15章	調整手当	(第43条・第44条)
第16章	技術手当	(第45条)
第17章	住居手当	(第46条)
第18章	通勤手当	(第47条)
第19章	単身赴任手当	(第48条)
第20章	特殊勤務手当	(第49条)
第21章	管理職員特別勤務手当	(第50条)
第22章	超過勤務手当	(第51条)
第23章	休日給及び祝日等給	(第52条・第53条)
第24章	夜勤手当	(第54条)
第25章	勤務1時間当たりの給与額の算出	(第55条)
第26章	期末手当	(第56条)
第27章	勤勉手当	(第57条)
第28章	期末特別手当	(第58条)
第29章	退職者の給与	(第59条)
第30章	育児休業等の給与	(第60条)
第31章	介護休業等の給与	(第61条)
第32章	給与の減額	(第62条)

- 第33章 本給の半減 (第63条)
- 第34章 日割計算 (第64条)
- 第35章 端数計算 (第65条・第66条)
- 第36章 給与の支払 (第67条)
- 第37章 雑則 (第68条・第69条)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則(平成16年規則第1号。以下「職員就業規則」という。)第31条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)に勤務する職員(役員で兼務する者を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところによる。

## 第2章 給与の種類と支給日

### (給与の種類)

第3条 給与の種類は、月給制と、年俸制(一)、年俸制(二)及び年俸制(URA)とする。

2 月給制は、労働の対価としての賃金について、1月の単位によって管理するものをいい、職員の給与は、基本給と諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給とする。

(2) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)、扶養手当、調整手当、技術手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休日給、祝日等給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

3 年俸制(一)は、労働の対価としての賃金について、4月1日から3月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給(一)、業績給(一)及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 年俸は、年俸本給(一)及び業績給(一)とする。

(2) 年俸本給(一)は、年俸本給表(一)の額とし、その12分の1を年俸本給月額(一)とする。

(3) 前号の年俸本給(一)は、職員が希望する場合にあっては、その16分の1を年俸本給月額(一)とすることができる。

(4) 教育職年俸本給表(一)の適用を受ける職員の業績給は、その12分の1を業績給月額とする。ただし、前号の規定が適用される場合にあっては、その16分の1を業績給月額とする。

(5) 第3号が適用される場合にあっては、前号の規定にかかわらず、業績給月額(一)を業績給(一)の額の16分の1とする。

(6) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当(放射線取扱手当に限る)、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。

4 年俸制(二)は、労働の対価としての賃金について、1月1日から12月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給(二)、業績給(二)及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 年俸は、年俸本給(二)及び業績給(二)とする。

(2) 年俸本給(二)は、年俸本給表(二)の額とし、その12分の1を年俸本給月額(二)とする。

(3) 業績給(二)は、月額の設定を行わない。

(4) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当(放射線取扱手当に限る)、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。

5 年俸制（URA）は、労働の対価としての賃金について、1月1日から12月31日までの1年を単位として管理するものをいい、職員の給与は、年俸本給（URA）、業績給（URA）及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

（1）年俸は、年俸本給（URA）及び業績給（URA）とする。

（2）年俸本給（URA）は、URA年俸本給表の額とし、その12分の1を年俸本給月額（URA）とする。

（3）業績給（URA）は、月額の設定を行わない。

（4）諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る）、管理職員特別勤務手当、祝日等給及び夜勤手当とする。

（給与の支給日）

第4条 本給又は年俸本給月額（年俸本給月額（一）、年俸本給月額（二）又は年俸本給月額（URA））及び業績給月額、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、技術手当、住居手当、通勤手当並びに単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月21日（ただし、その日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは、支給日の直前の休業日ではない日）に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、祝日等給及び夜勤手当は、その月の分を翌月21日（ただし、その日が休業日に当たるときは、支給日の直前の休業日ではない日）に支給する。

2 教育職年俸本給表（二）又はURA職年俸本給表の適用を受ける職員の業績給の2分の1の額、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項第3号及び同項第5号が適用される場合、年俸本給月額（一）及び業績給月額（一）は、その2月分を前項に定める日に支給することができる。

### 第3章 本給、年俸本給及び業績給の決定並びに級別標準職務

（本給及び年俸本給の決定）

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、機構長が本給表に定める級及び号給により決定する。

2 年俸制（一）、年俸制（二）及び年俸制（URA）の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）が受ける年俸本給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、機構長が年俸本給表（一）、年俸制（二）及びURA職年俸本給表に定める号給により決定する。

3 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

（1）一般職本給表（別表第1）

（2）技術職本給表（別表第2）

（3）教育職本給表（別表第3）

（4）教育職年俸本給表（別表第3の2）

イ 教育職年俸本給表（一）（別表第3の2）

ロ 教育職年俸本給表（二）（別表第3の3）

（5）医療職本給表

イ 医療職本給表（一）（別表第4）

ロ 医療職本給表（二）（別表第5）

（6）指定職本給表（別表第6）

（7）URA職年俸本給表（別表第6の2）

（業績給の決定）

第5条の2 年俸制適用職員が受ける業績給は、別に定めるところにより、年俸制の適用開始時及び業績評価を反映できる時期等に機構長が決定する。

(年俸制による給与に関する規定)

第5条の3 前条までに定めるもののほか、年俸制適用職員の給与については、細則として別に定める。

(級別標準職務)

第6条 第5条第1項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第4章 (削除)

(級別資格基準表)

第7条 (削除)

(級別資格基準表の適用方法)

第8条 (削除)

(経験年数の起算及び換算)

第9条 (削除)

(経験年数の調整)

第10条 (削除)

(経験年数の取扱いの特例)

第11条 (削除)

第5章 初任給

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して機構長が決定する。

(新たに職員となった者の職務の級)

第13条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等(勤務実績及び職務外における実績を含む。以下各項において同じ。)を考慮し、その職務に応じて決定する。

2 高エネルギー加速器研究機構 職員人事規程(平成16年規程第1号。以下、「職員人事規程」という。)

第6条及び第16条の規定に基づき、同規定第17条に定める筆記試験を選考の方法として用いて新たに職員になった者(以下、「試験採用者」という。)の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第12に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(初任給基準表の試験欄にその者に適用される本給表の最下位の職務の級)に決定するものとする。

3 職員人事規程第6条及び第16条の規定に基づき、選考により新たに職員になった者(その者が有する経験年数が1年以上である者(その他前項に規定する者を除く。))以下「選考採用者」という。)の職務の級は、部内の他の職員で、当該選考採用者の採用の日に占めることとなる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該選考採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定する。

4 新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が1年に満たない者(前2項の者を除く。)の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴

免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定する。

- 5 職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者になったものであって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者の職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて、決定するために適当と認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとしてその者の能力等及び部内の他の職員との均衡を考慮して、昇格等の規定を適用したときに決定することができる職務の級に決定できるものとする。

- (1) 国家公務員
- (2) 独立行政法人の職員
- (3) 国立大学法人の職員
- (4) 大学共同利用機関法人の職員
- (5) 地方公務員
- (6) 公庫に勤務する者
- (7) 機構長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(新たに職員となった者の号給)

第14条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 試験採用者 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
- (2) 選考採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員(以下この号において「部内職員」という。)で、当該選考採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該選考採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該選考採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該選考採用者の有する能力等(勤務実績及び職務外における実績を含む。)を考慮して決定する号給(部内職員がいない者及びこれに準ずる者として、次に掲げる者にあつては、その者の採用の日からその者の有する経験年数に相当する月数を遡った日に新たに職員となったものとみなした場合において、その遡った日に決定されることとなる職務の級及び号給を基礎としてその者の有する能力等(同号に規定する能力等をいう。以下の号の細分において同じ。)を考慮し、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、その者の採用の日に受けることとなる号給(特別の事情によりこれにより難しい場合にはあらかじめ機構長の承認を得て定める号給とする。))

イ 当該選考採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、その者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者(以下の号の細分において「特定部内職員」という。)がいない者

ロ 当該選考採用者の有する能力等と特定部内職員の有する能力等が著しく異なる者

ハ 前2の号の細分に掲げる者に準ずる者としてあらかじめ機構長の承認を得た者

- (3) 前条第4項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
- (4) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員(選考採用者を除く。) その者の属する職務の級の最低の号給

- 2 前条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として第13条5項各号に掲げる者であった期間の実績を踏まえて号給を決定することが適当と認められる場合には、前項の規定にかかわらず、機構長が定める基準に従い、部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準表の適用方法)

第15条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分

(職種欄及び試験欄の区分に定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じ  
て適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1)採用試験により職員となった者

(2)前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員、独立行政法人職員、国立大学法人職員、大学共同利用機関法人職員、地方公務員及び公庫職員等(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続きそれらとして勤務した後、引き続き職員となった者及び正規の試験に基づいて国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける者となり、引き続き国家公務員等として勤務した後、引き続き職員となった者

3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第9に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

## 第16条 (削除)

(経験年数を有する者の号給)

第17条 新たに職員となり、第14条第1項第1号又は第4号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第14に定める昇給号給数表のⅢ欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(経験年数を有する者のうち、その経験年数の月数を12月で除した場合の端数の月数が9月以上となるものであって、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合は、当該号給の数に3を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

2 新たに職員となり、第14条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者のうち、その経験年数の月数を12月で除した場合の端数の月数が9月以上となるものであって、部内の他の職員との均衡上必要があると認められる者の号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に3を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(経験年数)

第17条の2 第13条第4項、第14条第1項第2号及び第2項並びに前条に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める資格を取得した時)以後の年数を別表第10に定める経験年数換算表(以下「経験年数換算表」という。)に定めるところにより換算して得られる年数とする。

(1)職員が次のいずれかに該当する学歴免許等の資格を有する場合

当該資格(当該資格が2以上ある場合には、その取得日が最も古い資格)

イ その者の有する学歴免許等の資格(その取得日が最も新しいものを除く。)のうち、その取得日から当該資格以外の学歴免許等の資格の取得に係る在学期間が開始されるまでの期間について経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる経験年数が1年以上となるもの

ロ その者の有する最も上位の学歴免許等の資格であつて、その取得後に当該資格よりも下位又は同程度の学歴免許等の資格が取得されているもの

(2)前項に掲げる場合に準ずる場合としてあらかじめ機構長の承認を得たもの 機構長の定める資格

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とする。)に対して別表第11に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の

経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特別の事情がある職位に対する職務の級及び号給の取扱い)

第18条 次に掲げる場合において、この章により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮して別に定める基準及び機構長が定める基準に従い、部内の他の職員との均衡を考慮して、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

- (1) 極めて専門的な知識・経験を有する職種に職員を採用しようする場合
- (2) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要がある教授、准教授等の職種に採用しようとする場合
- (3) 特殊の資格、技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合
- (4) 機構長が前各号に掲げる者に準ずると認める職種に職員を採用しようとする場合

(人事交流等により異動した場合の号給)

第19条 (削除)

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第20条 (削除)

(年俸制)

第21条 (削除)

## 第6章 昇格及び降格

(昇格)

第22条 昇格とは、上位の級に変更することをいう。

- 2 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。
- 3 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

(上位資格の取得等による昇格)

第23条 職員が第15条第2項第1号の規定に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条(第1項後段を除く。)の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第24条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第13に定める昇格時号給対応表(以下「昇格時号給対応表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取扱うものとする。
- 3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者

の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給。）とする。

（降格の場合の号給）

第25条 降格とは、職員の意に反して下位の級に変更することをいう。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。
- 3 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（降格の事由）

第25条の2 機構長は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

- (1) 職員の評価の結果、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき
  - (2) 機構長が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があつて改善がみられない場合、又はこれに堪えないことが明らかな場合
  - (3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき
- 2 前項の場合において、所長、施設長、J-PARCセンター長及び教員の降格は、教育研究評議会の審査結果に基づき行うものとする。

## 第7章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

（初任給基準又は本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第26条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する（第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）ものとする。この場合において、第20条第1項に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

- (1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く）
- (2) 本給表の適用を異にする他の職務への異動

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第27条 前条第1号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第三号に掲げる者以外の者 新たに職員となった時（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取付した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (2) その初任給の決定について第14条第2項の規定の適用を受けた者及び別に定める基準による者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ別に定めた基準に従い、前項の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (3) 別に定める基準に該当する異動をした者 異動の日の前日における号級を別に定める基準により調整

した場合に得られる号給

- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。
- 3 第24条及び第25条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(本給表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条の2 第27条第1項の規定(第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、第26条第2号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第27条第1項第1号中「別に定める基準による者(次号に掲げる者を除く。)」とあるのは「別に定める基準による」と読み替えるものとする。

## 第8章 昇給及び降号

(昇給)

第28条 職員(指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として決定するものとする。ただし、次に掲げる職員にあっては、勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとする。
  - (1) 一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
  - (2) 技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
  - (3) 教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
  - (4) 医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、55歳(医療職本給表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳とする。)を超える職員の昇給は、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(昇給日)

第29条 前条第1項に規定する昇給日は、第33条に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

(勤務成績の証明)

第30条 第28条第1項の規定による昇給(第33条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の勤務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しないものとする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、次条により行うものとする。

- (1) 勤務成績が抜群である職員 I
  - (2) 勤務成績が特に良好である職員 II
  - (3) 勤務成績が良好である職員 III
  - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 IV
  - (5) 勤務成績がよくない職員 V
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
    - (1) 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者

にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) IV

イ 年次有給休暇

ロ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

ハ 特別休暇

ニ 総合的な健康診査を受けるための承認

ホ 妊娠中の通勤緩和措置のための承認

ヘ 妊娠中・出産後の保健指導又は健康診査を受けるための承認

ト 妊娠中の休息・補食のための承認

チ 業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職

リ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病にかかる休職

ヌ 国際機関等への派遣

ル 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇(連続する最初の2歴日に限る。)

ヲ 育児休業及び介護休業

(2)前号に掲げる事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 V

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(I及びIIの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるI又はIIの昇給区分に決定する職員の数の割合は、Iにあつては100分の5、IIにあつては100分の20の割合に概ね合致していなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める割合とする。

(1)第28条第2項各号に掲げる職員 Iにあつては100分の10、IIにあつては100分の30

(2)次に掲げる職員(第56条第2項①に規定する職制上の段階、職務の級等による加算を受けている者を除く。) 100分の25(そのうちIの昇給区分に係る割合については、100分の5以内)

イ 一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

ロ 技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

ハ 教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの

ニ 医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

ホ 医療職本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの

5 第28条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第14に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第24条第3項若しくは第35条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したもとのした場合に得られる号給数を超えない範囲内の号給数)とする。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第26条第1号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をI又はIIに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数、第4項の職員の数の割合等を考慮して得た号給数を超えてはならない。

(昇給区分の基準)

第32条 前条第1項に規定する昇給区分の基準は、次の各号によるものとする。

(1)次に掲げる職員(次項各号に掲げる職員を除く。)は、前条第1項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イからハまでに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、同項第3号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

イ 基準期間において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(次号イに規定するものを除く。)を受けた職員

ロ 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものを除く。)があった職員

ハ 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次号ロにおいて同じ。)

ニ 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

(2)次に掲げる職員は、前条第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イ又はロに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、同項第3号又は第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

イ 基準期間において、停職の処分、減給の処分(前号イに規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員

ロ 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員

ハ 前号ニに掲げる職員でその態様が著しいもの

2 前項第1号イ又は第2号イに掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

(研修、表彰等による昇給)

第33条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、第28条第1項の規定による昇給をさせることができるものとする。

(1)研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2)業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第34条 第28条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しないものとする。

(降号の場合の号給)

第34条の2 降号とは、職員の意に反して下位の号給に変更することをいう。

2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

(降号の事由)

第34条の3 機構長は、職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。ただし、所長、施設長、J-PARCセンター長及び教員の場合には、教育研究評議会の審査結果に基づき行うものとする。

## 第9章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第35条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第24条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)又はこれに準ずると機構長が認める場合に該当するときは、その者の号給を機構長の定める基準により上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第36条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第16に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合の号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、号給を調整することができる。

(本給の訂正方法)

第37条 職員の本給の決定に誤りがあり、機構長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

## 第10章 指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定

(指定職本給表の適用を受ける職員及び号給の決定)

第38条 第5条第3項に規定する指定職本給表の適用を受ける職員は、機構長が特に認める者とする。

2 号給の決定については、別に定める基準又は機構長が別に定める。

## 第11章 本給の調整額

(本給の調整額)

第39条 本給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職務に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、別表第17に掲げる職務を担当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員(以下「指定職員」という。)には支給しない。

2 職員の本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第18に掲げる調整基本額にその者に係る別表第17の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、本給月額 $100$ 分の $25$ の範囲内とする。

3 本給の調整額の適用については、前2項に定めるもののほか別に定めるところによる。

## 第12章 管理職手当

(管理職手当)

第40条 管理職手当は、次に掲げる管理監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)に支給する。

ただし、指定職員又は管理職員が他の管理職手当の支給を受ける職に併任された場合にあつては、その職に

ついで管理職手当は支給しない。

- (1) 所長、施設長、管理局長、J-PARCセンター長
  - (2) 副所長（東海キャンパスに置く副所長を除く。）、管理局の部長
  - (3) 研究主幹、理論センター長、加速器研究施設及び共通基盤研究施設のセンター長、放射光実験施設長、J-PARCセンター副センター長、東海キャンパス所長、参事役、管理局の次長、総合研究大学院大学の先端学術院長
  - (4) 東海キャンパス副所長、J-PARCセンターディビジョン長、課長、管理局の室長、安全衛生推進室長、監査室長、DX推進室長
  - (5) J-PARCセンター副ディビジョン長、和光原子核科学センター長、総合研究大学院大学のコース長、低速陽電子実験施設長
  - (6) J-PARCセンターセクションリーダー（教授でないものに限る。）
- 2 管理職手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、本給月額に当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員（1種） 135,500円（一般職本給表適用者にあつては、127,000円）
  - (2) 前項第2号に掲げる職員（2種） 101,500円（一般職本給表適用者にあつては、86,000円）
  - (3) 前項第3号に掲げる職員（3種） 89,000円（一般職本給表適用者にあつては、74,500円）
  - (4) 前項第4号に掲げる職員（4種） 70,000円（一般職本給表適用者にあつては、58,000円）
  - (5) 前項第5号に掲げる職員（5種） 63,500円
  - (6) 前項第6号に掲げる職員（6種） 30,000円
- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 休職、派遣、育児休業及び停職期間中は支給しない。
- 6 第51条から第54条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。

### 第13章 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第41条 医学に関する専門的知識を必要とし、医療職本給表（一）の適用を受け、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員については、採用の日（医師等として勤務していた期間がある場合はその期間を経過した日）から35年以内の期間、年数を経過するごとにその額を減じて、次表に掲げる額を第一種初任給調整手当として支給する。

経過期間	額	経過期間	額
1年未満	186,000	18年以上19年未満	181,200
1年以上2年未満	186,000	19年以上20年未満	179,600
2年以上3年未満	186,000	20年以上21年未満	178,000
3年以上4年未満	186,000	21年以上22年未満	170,500
4年以上5年未満	186,000	22年以上23年未満	162,100
5年以上6年未満	186,000	23年以上24年未満	153,700
6年以上7年未満	186,000	24年以上25年未満	145,200
7年以上8年未満	186,000	25年以上26年未満	136,700
8年以上9年未満	186,000	26年以上27年未満	127,000
9年以上10年未満	186,000	27年以上28年未満	117,300
10年以上11年未満	186,000	28年以上29年未満	107,600

11年以上12年未満	186,000	29年以上30年未満	97,900
12年以上13年未満	186,000	30年以上31年未満	88,000
13年以上14年未満	186,000	31年以上32年未満	78,100
14年以上15年未満	186,000	32年以上33年未満	68,200
15年以上16年未満	186,000	33年以上34年未満	56,700
16年以上17年未満	184,400	34年以上35年未満	45,200
17年以上18年未満	182,800		
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用等の日以後の期間を示す。			

- 2 機構長は、第一種初任給調整手当支給調書を作成し、保管するものとする。
- 3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される本給表の本給月額（別に定める基準による者にあつては、別に定める基準による額）及びこれに調整手当の支給割合に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を職員就業規則第44条に規定する1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下「特定額」という）が、1,074円（以下「基準額」という）を下回るものには、採用の日から特定額が基準額以上となった日の前日までの間、基準額と調整額との差額と同規則第44条に規定する1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額）を第二種初任給調整手当として支給する。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員（当該職員を新たに採用された職員とみなして前項の規定を適用するとしたならば同行に規定する特定額として算定されることとなる額が基準額を下回る職員）で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 5 機構長は、第二種初任給調整手当支給調書を作成し、保管するものとする。

#### 第14章 扶養手当

##### (扶養手当)

- 第42条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職員には支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
    - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
    - (2) 満60歳以上の父母及び祖父母
    - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
    - (4) 重度心身障害者
  - 3 扶養手当の月額は、扶養親族の区分に応じた次に定める額とする。ただし、一般職本給表8級及び教育職本給表5級の者にあつては、前項第2号から第4号に該当する扶養親族について一人につき3,500円とし、一般職本給表9級以上、教育職本給表6級及び医療職本給表（一）4級の者には支給しない。
    - (1) 前項第1号に該当する扶養親族 13,000円
    - (2) 前項第2号から第4号に該当する扶養親族 6,500円
  - 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
  - 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 第15章 調整手当

##### (調整手当)

第43条 調整手当は、つくば地域における物価・賃金、機構内の異なる勤務箇所間の教育研究又は人事交流等を考慮して支給する。

2 調整手当の月額、本給、本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び技術手当の月額の合計額に、100分の16の割合を乗じて得た額とする。

第44条 国家公務員等から引き続き職員となり、前任地において前条第1項に準ずる手当の支給を受けていて、かつ、任用の事情等を考慮し、職員との均衡上必要があると機構長が認めたときは、異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、本給の調整額、管理職手当、扶養手当及び技術手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間にあっては、異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）とする。

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）にあっては、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。）にあっては、異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とする。

#### 第16章 技術手当

(技術手当)

第45条 技術手当は、高度な技術力を有し、かつ、当該研究系及びセンターにおいて技術の指導に従事する技術調整役又は技術副主幹に支給する。

2 技術手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 技術調整役 86,000円

(2) 技術副主幹 58,000円

3 技術手当は、超過勤務手当額を含むものとする。

#### 第17章 住居手当

(住居手当)

第46条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第48条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に

100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第18章 通勤手当

(通勤手当)

第47条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (4) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用することを常例とする者で、業務上必要と認められる場合に自動車等を使用して通勤する職員
- (5) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用することを常例とする者で、業務連絡バスの運行されない日又は運行終了後に業務上の必要により交通機関を利用して通勤する職員

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、1箇月につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用区分に応じて別に定める額とする。
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、前2号に定める額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。
- (4) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用する者について、業務上必要と認められる場合における自動車等の使用にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、片道1回につきそれぞれ次に定める額とする。

イ 業務連絡バスの乗車地がつくばキャンパスである職員 800円

ロ 業務連絡バスの乗車地がつくばセンターである職員 840円

- (5) 東海キャンパスに勤務する職員のうち、通勤のため業務連絡バスを使用する者であつて、業務連絡バスの運行されない日又は運行終了後に業務上の必要により交通機関を利用する場合にあつては、経済的かつ合理的と認められる範囲で実際に要した運賃等の額を支給するものとする。

3 勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする者又は業務上必要と認められる場合に特別料金等を負担した者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) (削除)

- (2) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当については、経済的かつ合理的と認められる範囲で実際に要した額を支給するものとする。
- (3) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当にあつては、前項の規定による額とする。
- 4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃相当額、第2項第2号に定める額、第3項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、150,000円とする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第19章 単身赴任手当

### (単身赴任手当)

- 第48条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める要件に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第20章 特殊勤務手当

### (特殊勤務手当)

- 第49条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職員には支給しない。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第19に定めるところによる。
- 3 前項の支給額に係る作業日数は暦日による。
- 4 機構長は、特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、保管するものとする。
- 5 別表第19手当の種類欄に掲げる放射線取扱手当については、別表第17の職務担当欄第2号放射線作

業従事に係る本給の調整額を受ける職員には支給しない。

## 第21章 管理職員特別勤務手当

### (管理職員特別勤務手当)

第50条 指定職員及び管理職員（以下「指定職員等」という。）の臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により職員就業規則第50条に規定する休日及び同規則第52条に規定する祝日等の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、職員就業規則第51条に規定する休日の振替及び同規則第53条に規定する祝日等の休日の振替ができる場合には、支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、指定職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とし、勤務が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 指定職員 18,000円
- (2) 1種適用職員 12,000円
- (3) 2種適用職員 10,000円
- (4) 3種適用職員 8,000円
- (5) 4種から6種までを適用する職員 6,000円

4 機構長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、保管するものとする。

## 第22章 超過勤務手当

### (超過勤務手当)

第51条 実労働時間が当該勤務日における1日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

- (1) 勤務日（第52条又は第53条に規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給又は祝日等給が支給されることとなる日を除く。）のうち1日の勤務時間に満たない日における当該勤務時間までの勤務 100分の100
- (2) 前号の当該勤務日における1日の勤務時間を超える勤務 100分の125
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

第51条の2 フレックスタイム制において、実労働時間（1日の有給休暇を取得した場合においては、その労働したものとして扱う時間数を含む。）が清算期間の所定の総労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

- (1) 清算期間（次条又は第53条に規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給又は祝日等給が支給されることとなる日を除く。）のうち、所定の総労働時間に満たない期間における当該総労働時間までの勤務 100分の100
- (2) 前号の当該清算期間における所定の総労働時間を超える勤務 100分の125

## 第23章 休日給及び祝日等給

### (休日給)

第52条 職員就業規則第50条に規定する休日に、同規則第51条第1項ただし書きの規定の適用を受けた職員及び第51条の2の規定により勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給と

して支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

#### (祝日等給)

第53条 職員就業規則第52条に規定する祝日等の休日に、同規則第53条の2の規定により勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を祝日等給として支給する。ただし、指定職員等には支給しない。

### 第24章 夜勤手当

#### (夜勤手当)

第54条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、指定職員には支給しない。

### 第25章 勤務1時間当たりの給与額の算出

#### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第55条 前5条、第60条、第61条及び第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給月額、本給の調整額並びにこれらに対する調整手当、管理職手当、初任給調整手当及び技術手当の月額合計額を4月1日から翌年3月末日までの1年間における一月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第49条に規定する勤務に対し支給されることとなる場合の第51条、第51条の2、第52条、第53条及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日の単価を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

### 第26章 期末手当

#### (期末手当)

第56条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額合計額（次表①に定める職員（以下「役職段階加算者」という。）にあっては、本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表②に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表③に定める割合を乗じて得た額とする。

#### ① 職制上の段階、職務の級等による加算率

##### イ 一般職本給表適用者

職務の級	加算率
8級以上	100分の20
7級・6級	100分の15
5級・4級	100分の10
3級	100分の5

##### ロ 技術職本給表適用者

職務の級	加算率
6級・5級	100分の15

4級・3級	100分の10
2級	100分の5

ハ 教育職本給表適用者

職務の級	加算率
6級	100分の20
5級	100分の15 ※1
4級	100分の10 ※2
3級	100分の10
2級	100分の5 ※3

ニ 医療職本給表（一）適用者

職務の級	加算率
4級・3級	100分の15 ※1
2級	100分の10
1級	100分の5 ※3

ホ 医療職本給表（二）適用者

職務の級	加算率
3級	100分の5
2級	100分の5 ※3

ヘ URA職本給表適用者

職務の級	加算率
4級・3級	100分の10
2級	100分の5

(注) ※1 機構長が定めるものは100分の20  
 ※2 機構長が定めるものは100分の15  
 ※3 機構長が定めるもの

② 特定管理職員の割増率

イ 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	割増率
7級・8級・9級・10級	1種	100分の25
	2種	100分の15

ロ 教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	割増率
5級・6級	1種	100分の25
	2種	100分の15

③ 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項に規定する在職期間は職員として勤務した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により引き続き職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として勤務した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が

職員としての在職期間を通算する場合

- (2)職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
  - (3)職員が基準日に停職を命ぜられている場合
  - (4)第2号及び第3号において「基準日」を「基準日1月以内」と読み替えて当該各号を適用した場合
- 5 第3項及び前項第1号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、機構長が定める。
- 6 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1)退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2)退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 前6項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第27章 勤勉手当

(勤勉手当)

第57条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第4条第2項の規定により定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された(別に定める職員を除く。)職員についても同様とする。ただし、指定職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額(役職段階加算者にあつては、本給月額及び本給の調整額の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(特定管理職員にあつては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。))に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構長が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(機構長が指定する職員にあつては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30

1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
零	0

- 3 前条第3項、第4項及び第6項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第28章 期末特別手当

### (期末特別手当)

第58条 期末特別手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員（無休退職者、刑事退職者、停職者、専従求職者、無休派遣職員及び育児休業をしている職員のうち基準日前6箇月以内の期間に勤務した期間のない職員を除く。）に対して、それぞれ第4条で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第56条第2項の表③に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じて機構長が決定する額を減じて得た額）とする。
- 3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇した日現在）において職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（労災保険法を適用された退職者を除く。）及び派遣職員以外の職員にあっては、その本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 第56条第2項、第3項及び第6項の規定は、期末特別手当に準用する。

## 第29章 退職者の給与

### (退職者の給与)

第59条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号の規定により、長期休養を要する場合に該当して退職を命ぜられた場合には、その退職の期間中、給与は支給しない。ただし、労災保険法の定めるところに従い、支給される休業補償給付又は休業給付の額が支給されるはずであった給与の額に満たない場合は、その差額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により退職を命ぜられた場合には、その退職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第15条第1項第2号の規定により、刑事事件に関し起訴され退職を命ぜられた場合には、その退職期間中、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号から第5号の規定により、退職を命ぜられた場合には、その退職期間中、本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第4号の規定により退職する場合において、業務上の事由で行方不明になったときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第15条第1項第6号の規定により、退職を命ぜられた場合には、その退職期間中、給与は支給しない。

## 第30章 育児休業等の給与

### (育児休業等の給与)

第60条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の育児休業及び育児部分休業に関する規

程(平成16年規程第9号。以下この条において「職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程」という。)により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与は支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間がある職員

(イ) 職員就業規則第63条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び同規則第64条第1項の規定により介護休業をしていた期間

(ロ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則(平成16年細則第6号)第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(ハ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第5条第2号に規定する休職にされていた期間

ロ 第57条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

- (3) 職員が部分休業(職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程第11条に規定する部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児休業中に、機構長が特に必要と認め、依頼し、これを受けて勤務をした職員及び職員の育児休業及び育児部分休業に関する規程第4条の3の規定に基づき出生時育児休業中に勤務した職員に対しては、給与を支給するものとし、当該給与の支給以外については、勤務した期間として取り扱わない。

### 第31章 介護休業等の給与

(介護休業等の給与)

第61条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程(平成16年規程第10号。以下この条において「職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程」という。)により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与は支給しない。
- (2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間がある職員

(イ) 職員就業規則第63条第1項の規定により育児休業をしていた期間及び同規則第64条第1項の規定により介護休業をしていた期間

(ロ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(ハ) 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給細則第5条第3号に規定する休職にされていた期間

ロ 第57条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

- (3) 職員が部分休業(職員の介護休業及び介護部分休業に関する規程第11条に規定する部分休業をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間につき、第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

### 第32章 給与の減額

(給与の減額)

第62条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、その勤務し

ない時間につき第55条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(クロスアポイントメントが適用される職員の給与の減額)

第62条の2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程が適用される職員については、本機構以外で行う業務の割合に応じた額を給与から減額する。

### 第33章 本給の半減

(本給の半減)

第63条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあつては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

### 第34章 日割計算

(日割計算)

第64条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から職員就業規則第50条に規定する休日及び同規則第52条に規定する祝日等の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、調整手当及び技術手当の支給について準用する。

### 第35章 端数計算

(端数計算)

第65条 第51条から第54条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、祝日等給又は夜勤手当及び第60条から第62条に規定する勤務1時間あたりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第66条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

### 第36章 給与の支払

(給与の支払)

第67条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### 第37章 雑則

(実施規定)

第68条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第69条 特別の事情によりこの規程のよることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(調整手当に関する経過措置)
- 2 平成16年3月31日において、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第11条の7の規定を受けていた職員に対する調整手当の支給に関する第50条第4項の規定の適用については、同項中「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項2号中「2年を経過する日」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。
- 3 平成16年3月31日において、人事院規則9-49（調整手当）第10条の規定により調整手当の支給を受けていた職員に対する第50条第2項の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず同項の調整手当の支給割合に達するまでの間、従前のおり支給の割合を1年につき100分の1ずつ段階的に引き下げた支給割合とする。
- 4 平成16年3月31日において、給与法平成8年改正法附則第14項により暫定筑波研究学園都市移転手当を受けていた職員に対する第50条第2項の調整手当の支給割合については、同項の規定にかかわらず平成16年度にあつては100分の5、平成17年度にあつては100分の4の支給割合とする。

附 則（平成17年3月29日規程第33号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規程第57号）

この規程は、平成17年6月24日から施行する。ただし、改正後の第47条第2項第3号ただし書きの規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年11月25日規程第72号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年1月27日規程第8号）

この規程は、平成18年2月17日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規程第21号）

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月30日規程第35号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第55条及び第64条の規定は、平成16年4月1日から適用し、第40条第2項第4号ただし書きの規定は、平成18年1月1日から適用する。  
(附則の改正)
- 2 次に掲げるとおり附則の一部を改正する。

(1)平成16年4月1日規程第5号附則第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

(2)平成17年6月24日規程第57号附則ただし書きを削る。

(職務の級及び号給の切替え)

3 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級及び号給の切替日における職務の級及び号給は、別に定める基準に従い決定するものとする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

5 切替日以降に新たに採用されることとなった職員(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程(平成16年規程第15号)第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。)について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規程に準じて本給を支給する。

6 前2項の規定による本給を支給される職員に関する第39条第2項、第40条第2項、第45条第2項、第55条第1項、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項及び第64条第1項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第3項又は第4項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における第31条の規定の適用に関する特例)

7 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第31条第5項に規定する別表第14の適用については、それぞれ下表に掲げる字句とする。

昇給区分		I	II	III	IV	V
平成20年1月 ～ 平成22年1月	第28条第2項各号に掲げる職員(この項において「特定職員」という。)	7以上	5	2	1	0
	第28条第2項各号に掲げる以外の職員(この項において「一般職員」という。)	7以上	5	3	1	0
平成22年1月	55歳以上(特定職員)	3以上	2	1	0	0
	55歳以上(一般職員)	3以上	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5以上	3	1	0	0
	55歳以上(特定職員)	2以上	1	0	0	0
	一般職員	特に良好		良好	良好であると認められない	
	55歳以上(一般職員)	5以上		2	1又は0	
		2以上		0	0	

備考 平成19年1月の一般職員の昇給は、昇給区分を適用せず、「勤務成績が特に良好(I、II相当)である職員」、「勤務成績が良好(III相当)である職員」及び「勤務成績が良好であると認められない(IV、V相当)職員」の区分により行う。

(本給の調整額に関する経過措置)

8 第39条第1項の規定により本給の調整を行う職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、第39条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次表の期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を本給の調整額として支給する。

期間の区分	割合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

- 9 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1)平成18年3月31日から引き続き本給の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2)平成18年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に新たに本給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに採用されることとなった職員を除く。）  
施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員になったとした場合に改正前の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第46条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
  - (3)施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに採用されることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに本給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第46条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
    - イ 本給表の適用を異にする異動をした場合
    - ロ 基準級より下位の職務の級に降格をした場合
    - ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合
  - (4)施行日以後に、新たに採用することとなった職員（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程（平成16年規程第15号）第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。） 当該職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額
- （初任給調整手当に関する経過措置）

10 平成18年3月31日から引き続き在職する職員の初任給調整手当の月額、第41条第1項の規定にかかわらず、当該職員が平成23年3月31日までの間において当該職を引き続く間、同項の規定による額、改正前の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる額との差額に、次表の期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額を加算して得た額とする。

期 間 の 区 分	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の80
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の60
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の40
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の20

（研究員調整手当に関する経過措置）

- 11 改正前の規定により、平成18年3月31日において研究員調整手当を受けていた者の本規定の適用にあつては、次のとおり取り扱うものとする。
- (1)第3条第2号、第4条第1項、第55条、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項、第59条第2項から第4項まで及び第64条第5項に規定する「調整手当」を「調整手当、研究員調整手当」と読み替えるものとする。
  - (2)前号の研究員調整手当の支給割合を100分の10とし、同手当の月額は、本給、本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）から調整手当の支給額を減じた額とする。
  - (3)前号の適用は、調整手当の支給割合が研究員調整手当の支給割合以上となるまでの間とする。

附 則（平成18年12月27日規程第74号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年12月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。  
（技師補に係る職務の級及び号給の切替えの暫定措置）
- 2 職員給与規程（平成18年3月30日規則第35号）附則第3項に規定する切替日の前日において技術職本給表4級の技師補であった者のうち、切替日以降も引き続き技師補である者の切替日における職務の級及び号給は、改正後の一般職本給表3級を暫定技術職本給表3級として、同附則に基づき決定するものとする。
- 3 前項の規定による職務の級及び号給は、当該技師補が技師に昇任するまでの間の暫定措置とし、技師に昇任するときの格付は改正後の技術職本給表3級における同額の号給（同額の号給がない場合は直近上位の号給）とする。

附 則（平成19年3月29日規程第3号）  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日規程第44号）  
この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規程第62号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第57条の規定は平成19年12月1日から適用する。  
（適用除外）
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の規則又は規程により雇用され、職員給与規程の規定を準用して給与を決定することとされている職員については、改正後の職員給与規程の規定は適用せず、なお従前の例による。
    - （1）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構事務補佐等職員就業規則（平成16年4月1日規則第2号）
    - （2）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構再雇用職員就業規則（平成16年4月1日規則第4号）
    - （3）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外部資金の直接経費により雇用する任期付き常勤の教員の就業に関する規程（平成17年3月29日規程第38号）
    - （4）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定有期雇用職員の就業に関する規程（平成19年3月29日規程第8号）
    - （5）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定短時間勤務有期雇用職員の就業に関する規程（平成19年3月29日規程第10号）
    - （6）大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構年俸制事務補佐等職員の就業に関する規程（平成19年3月29日規程第12号）
- （給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、その場合において、改正前の職員給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年3月31日規程第18号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第6号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 改正後の規定により管理職手当を受給する者のうち、第40条第2項に規定する区分が施行日前日と同一であり、改正前の管理職手当の月額に達しないこととなる一般職本給表適用者にあつては、当分の間、施行日前日における手当月額を管理職手当の額とする。

附 則 (平成21年6月26日規程第104号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。  
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75 (機構長が指定する職員にあつては100分の95)」とあるのは、「100分の70 (機構長が指定する職員にあつては100分の85)」とする。  
(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、)」とする。

附 則 (平成21年12月9日規程第116号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年12月9日から施行し、平成21年12月1日から適用する。  
(本給に係る経過措置の取扱い)
- 2 平成18年3月30日規程第35号附則第4項の適用を受ける職員の同項の適用については、当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。  
(本給の調整額に関する経過措置の取扱い)
- 3 平成18年3月30日規程第35号附則第8項の適用を受ける職員のうち、当該改正により本給が減額改定となる者に係る同項の適用については、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。  
(管理職手当に関する経過措置の取扱い)
- 4 平成21年3月31日規程第6号附則第2項の適用を受ける職員の同項の適用については、当該手当月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。  
(住居手当に係る経過措置)
- 5 第1項の規定にかかわらず、施行日前日までに次の規則又は規程により雇用された者に係る第46条の規定の適用については、平成22年3月31日までの間、なお従前の例による。
  - (1) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定有期雇用職員の就業に関する規程 (平成19年3月29日規程第8号)
  - (2) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構特定短時間勤務有期雇用職員の就業に関する規程 (平成19年3月29日規程第10号)
  - (3) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構年俸制事務補佐等職員の就業に関する規程 (平成19年3月29日規程第12号)  
(平成21年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 6 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の70 (特定管理職員にあつては100分の90)」とあるのは、「100分の70 (特定管理職員にあつては100分の95)」とする。

附 則 (平成22年3月29日規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(復職時等における号給の調整に係る特例措置)

- 平成19年8月1日(以下、本項において「基準日」という。)以後に育児休業を取得した職員(基準日前から基準日以後までの間育児休業を取得した者を含む。)に係る改正後の別表第16の適用については、基準日に同表の適用があったもの(基準日前の期間については2分の1)として再計算を行い、本給を改定できるものとする。

附 則(平成22年6月24日規程第39号)

この規程は、平成22年6月24日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則(平成22年12月6日規程第56号)

(施行期日)

- この規程は平成22年12月6日から施行し、平成22年12月1日から適用する。  
(55歳を超える職員の本給月額等の減額支給について)
- 当分の間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下、「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 本給月額 当該特定職員の本給月額(平成18年3月30日規程第35号附則第4項に基づく経過措置を受ける職員にあっては、当該額)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額に達しない場合(以下、「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下、「本給月額減額基礎額」という。))
  - 調整手当 当該特定職員の本給月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額)
  - 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第56条第2項に定める役職段階加算者にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表①の加算率を乗じて得た額(同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額と同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表③に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第56条第2項に定める役職段階加算者にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表①の加算率を乗じて得た額(同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額と同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表③に定める割合を乗じて得た額)
  - 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第56条第2項に定める役職段階加算者にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表①の加算率を乗じて得た額(同項に規定する特定管理職員にあっては、その額に、本給月額と同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(第4項において「勤勉手当減額対象額」という。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第57条第2項に規定する勤務期間の区分に応じた割合及び機構長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第56条第

2項に定める役職段階加算者にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項表①の加算率を乗じて得た額（同項に規定する特定管理職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額と同項表②の割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額（第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第57条第2項に規定する勤務期間の区分に応じた割合及び機構長が定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
一般職本給表	6級
技術職本給表	6級
教育職本給表	5級

- 3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について勤務時間1時間あたりの給与額は、第55条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第2項の規定が適用される間、第57条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項により算出した額から、第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（機構長が指定する職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（機構長が指定する職員にあつては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。  
（適用日前に55歳に達した職員に関する読替え）
- 5 適用日前に55歳に達した職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「附則（平成22年12月6日規程第56号）の適用の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。  
（附則の改正）
- 6 平成21年12月9日規程第116号附則第2項及び第4項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。  
（本給に係る経過措置の取扱い）
- 7 平成18年3月30日規程第35号附則第4項の適用を受ける職員のうち、平成21年12月9日規程第116号附則第2項の適用を受ける者以外の同項の適用については、当該本給月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。  
（平成23年4月1日における号給の調整）
- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第28条の規定により昇給した職員（その他当該職員との権衡上必要があると認められる者を含む）の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。  
（平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 9 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5（機構長が指定する職員にあつては100分の87.5）」とあるのは、「100分の65（機構長が指定する職員にあつては100分の85）」とする。  
（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 10 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

附 則（平成24年3月30日規程第23号）  
（施行期日）

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

(附則の改正)

- 平成21年12月9日規程第116号附則第2項及び第4項中「100分の99.76」を「100分の99.1」に改める。
- 平成22年12月6日規程第56号附則第7項中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

(平成24年4月1日における号給の調整)

- 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(特に調整の必要があるものとして定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
  - 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
  - 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
- 前項において特に調整の必要があるものとして定める職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員とする。

附 則 (平成24年5月25日規程第51号)

(施行期日)

- この規程は平成24年6月1日から施行する。

(特例による給与の減額支給)

- この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する本給月額(平成18年3月30日規程第35号附則第4項の規定による本給を含み、当該職員が第63条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条同項の規定により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号給	割合
一般職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技術職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級	100分の9.77
教育職本給表	2級	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職本給表(一)	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
	3级以上	100分の9.77
医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (2) 調整手当 当該職員の本給月額に対する調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当又は技術手当に対する調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (3) 技術手当 当該職員の技術手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (6) 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (7) 第59条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
    - イ 第59条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 第59条第2項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 第59条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 第59条第4項 前項並びに第2号及び第4号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第51条から第54条まで、及び第62条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第55条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成22年12月6日規程第56号第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号及び第4号から第7号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成22年12月6日規程第56号第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する調整手当の月額から平成22年12月6日規程第56号第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月6日規程第56号第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月6日規程第56号第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第4号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年12月6日規程第56号第3項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- (育児部分休業の給与に関する特例)
- 6 特例期間においては、第60条第3号の規定の適用については、同号中「第55条」とあるのは、「平成24年5月25日規程第51第4項(第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- (介護部分休業の給与に関する特例)
- 7 特例期間においては、第61条第3号の規定の適用については、同号中「第55条」とあるのは、「平成24年5月25日規程第51第4項(第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- (端数計算)
- 8 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成24年12月21日規程第61号)  
この規程は平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日規程第6号)  
(施行期日)

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

2 平成25年4月1日(以下「調整日」という。)において39歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則(平成25年9月27日規程第25号)

この規程は平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日規程第42号)

(施行期日)

1 この規程は平成26年1月1日から施行する。

(附則の改正)

2 平成18年3月30日規程第35号附則第4項中「職員には」の下に、「平成26年3月31日までの間、」を加える。

附 則(平成26年3月26日規程第15号)

(施行期日)

1 この規程は平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして次に該当する職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(1) 調整日において38歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

(2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

(3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則(平成26年12月25日規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

改正後の職員給与規程の規定は、適用日に在職する者に適用するものとし、その場合において、改正前の職員給与規程の規定に基づき支給された給与と、改正後の職員給与規程の規定による給与の差額に相当する額は、平成27年1月に支給する。

(平成26年12月期勤勉手当に関する特例措置)

2 平成26年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)」とあるのは、「100分の82.5(特定管理職員にあっては100分の102.5)」とする。

(平成26年12月期期末特別手当に関する特例措置)

3 平成26年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の147.5」とあるのは、「100分の140」に、「100分の162.5」とあるのは、「100分の

170」とする。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例措置)

- 4 平成27年1月1日における第31条第5項に規定する別表第14の適用については、それぞれ下表の掲げる字句とする。

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	7以上	5	3 (第28条第2項各号に掲げる職員にあっては、2)	1	0
	1以上	0	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は第28条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則 (平成27年3月27日規程第17号)

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(本給表の改定に伴う経過措置)
- 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 切替日以降に新たに採用されることとなった職員(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員退職手当規程(平成16年規程第15号)第8条第4項、第9条第2項及び第11条第2項の適用を受ける職員とする。)について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規程に準じて本給を支給する。
- 前2項の規定による本給を支給される職員に関する第39条第2項、第55条第1項、第56条第2項、第57条第2項、第58条第3項及び第64条第1項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第1項又は第2項の規定による本給の額との合計額」とする。  
(附則の改正)
- 平成22年12月6日規程第56号附則第2項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則 (平成27年9月16日規程第54号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日規程第70号)

(施行期日)

- この規程は、平成27年12月25日から施行する。  
(給与の一時金)
- 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成27年4月から平成27年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。  
ただし、第57条及び第58条の改正規定は平成28年4月1日から適用するものとする。
- 平成27年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80(特定管理職員にあっては100分の100)」とあるのは、「100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)」とする。
- 平成27年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

- 5 前3項に規定する一時金は、平成28年2月に支給する。  
(本給等に関する暫定措置)
- 6 平成27年人事院勧告の内容とする改定後の一般職の職員の給与に関する法律(以下、「改正法」という。)の公布、並びに改正法に伴う人事院規則・通知等の交付及び発出により国家公務員における改定後の給与等と本規程における金額等の間に差異が生じた場合は、速やかに本規程の改正を行った上、その間の差額の調整を行うものとする。

附 則 (平成28年2月17日規程第4号)  
この規程は、平成28年2月17日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規程第39号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第13昇格時号給対応表及び別表18本給の調整額調整基本額は平成27年4月1日から適用する。  
(初任給調整手当)
- 2 平成27年12月25日規程第70号附則第6項により、本規程の規定を適用した額と、給与法改正に伴う金額に差異が生じたため、平成27年4月から差額の調整を行うものとする。

附 則 (平成28年5月27日規程第42号)  
この規程は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月15日規程第51号)  
この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月12日規程第59号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月12日から施行する。ただし、第42条第1項から第3項、第57条及び第58条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。  
(給与の一時金)
- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成28年4月から平成28年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。  
(平成28年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成28年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の85(機構長が指定する職員にあっては、100分の105)」とあるのは、「100分の90(特機構長が指定する職員にあっては、100分の110)」とする。
- 4 平成28年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、平成28年12月に支給する。  
(扶養手当に関する経過措置)
- 6 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第42条第1項から第3項の規定は適用せず、次表の額とする。

区		年					32年度以降
		28	29	30	31		
配偶者	一般職本給表	7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
		8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500

	技術職本給表	9級以上	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給
		6級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	教育職本給表	4級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
		5級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
		6級	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給
	医療職本給表 (一)	3級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
		4級	13,000	10,000	6,500	3,500	不支給
医療職本給表 (二)	3級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	
子	全ての本給表		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	一般職本給表	7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
		8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
		9級以上	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給
	技術職本給表	6級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	教育職本給表	4級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
		5級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
		6級	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給
医療職本給表 (一)	3級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
	4級	6,500	6,500	6,500	3,500	不支給	
	医療職本給表 (二)	3級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

※職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額

平成28年度は、子又は父母等 11,000円

平成29年度は、子 10,000円、父母等 9,000円とし、子と父母等の双方を扶養する場合には、子を1人目の扶養親族とする。

平成30年度以降は上表に掲げる額とする。

附 則（平成29年9月21日規程第21号）

この規程は、平成29年9月21日から施行する。

ただし、改正後の第22条、第25条第1項、第25条の2及び第34条から第34条の3までの規定は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第57条及び第58条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

（給与の一時金）

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成29年4月から平成30年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

（平成29年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置）

3 平成29年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90（機構長が指定する職員にあっては、100分の110）」とあるのは、「100分の95（機構長が指定する職員にあっては、100分の115）」とする。

4 平成29年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

5 前3項に規定する一時金は、平成30年2月に支給する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 6 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において37歳に満たない職員のうち、当該職員の平成27年1月1日の第28条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして、平成27年昇給等抑制職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則(平成31年1月24日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第40条、第57条及び第58条の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(給与の一時金)

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成30年4月から平成31年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成30年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の92.5(機構長が指定する職員にあっては、100分の112.5)」とあるのは、「100分の95(機構長が指定する職員にあっては、100分の115)」とする。
- 4 平成30年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、平成31年2月に支給する。

附 則(令和2年1月30日規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第5条の改正規定は令和2年3月1日から施行し、第46条、第57条及び第58条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(給与の一時金)

- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、平成31年4月から令和2年1月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

(令和元年12月期に支給する勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 3 令和元年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95(機構長が指定する職員にあっては、100分の115)」とあるのは、「100分の97.5(機構長が指定する職員にあっては、100分の117.5)」とする。
- 4 令和元年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、令和2年2月に支給する。

(昇格時に関する経過措置)

- 6 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号給対応表による号給が、改正前の号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による号給とする。

- 7 施行日から令和2年3月31日までの間に昇格した職員のうち、上記との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の号給対応表による俸給とすることができる。

(住居手当の支給に関する経過措置)

- 8 住居手当に関する第46条の規定の適用について、改正により、施行日前日より住居手当を受給し、施行日前後で同一の住居について居住要件を継続しており、住居手当の減額が2,000円を超える場合には令和3年3月31日までの間、改正前の住居手当の額から2,000円を減じた額を住居手当として支

給する。

附 則（令和2年10月27日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規程第52号）

（施行期日）

- 1 この規程による改正後の第58条第2項及び附則第2項の規定は、令和2年12月1日から施行する。  
（令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則（令和4年3月28日規程第28号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月14日規程第48号）

この規程は、令和4年4月14日から施行する。

附 則（令和4年6月24日規程第52号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日規程第58号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。  
（給与の一時金）
- 2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、令和4年4月から令和4年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。  
ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和5年4月1日から適用するものとする。
- 3 令和4年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の100（特定管理職員にあっては100分の120）」とあるのは、「100分の105（特定管理職員にあっては100分の125）」とする。
- 4 令和4年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の162.5」とあるのは、「100分の165」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、令和5年2月に支給する。

附 則（令和5年3月27日規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（特定日以後の給与）
- 2 当分の間、職員の本給月額（年俸本給月額を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる年齢に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
  - 一 産業医 63歳
  - 二 技術職員、事務系職員、看護職員及びリサーチアドミニストレーター 60歳
- 3 前項の規定の適用を受ける職員に対する第39条の本給の調整額及び第50条の管理職員特別勤務手当

は、当分の間、同項の規定を準用して支給する。

4 第1項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員人事規程（平成16年規程第1号）第8条の4第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された職員

二 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員就業規則（平成16年規則第1号）第23条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

5 職員人事規程第8条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であつて、当該降任をされた日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける本給月額が降任をされた日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上の100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

6 前項の規定による本給を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

（検討）

7 機構は、教員にかかる特定日以後の給与に関する規定について、この規程の施行後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の追加その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月26日規程第28号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日規程第75号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月22日から施行する。

（給与の一時金）

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年俸制適用職員以外の者にあつては、年間での調整を行うため、令和5年4月から令和5年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和6年4月1日から適用するものとする。

3 令和5年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5（特定管理職員にあつては100分の122.5）」とあるのは、「100分の105（特定管理職員にあつては100分の125）」とする。

4 令和5年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

5 前3項に規定する一時金は、令和6年2月に支給する。

附 則（令和6年3月25日規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日規程第30号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月25日から施行する。

（給与の一時金）

2 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年俸制適用職員以外の者にあつては、年間での調整を行うため、令和6年4月から令和6年12月の期間について、改正前の本規程の適用

を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和7年4月1日から適用するものとする。

- 3 令和6年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105（特定管理職員にあっては100分の125）」とあるのは、「100分の107.5（特定管理職員にあっては100分の127.5）」とする。
- 4 令和6年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。
- 5 前3項に規定する一時金は、令和7年2月に支給する。

附 則（令和7年3月28日規程第35号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
（職務の級及び号給の切替え）
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその職員が属していた職務の級が附則別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその職員が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「級号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。  
（切替日における昇格、降格した職員の号俸の特例）
- 3 切替日に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）については、当該昇格等がないものとした場合にその職員が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第24条又は第25条の規定を適用する。  
（扶養手当の支給に関する経過措置）
- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は第42条第3項の規定は適用せず、次表の期間の区分に応じ、同項中の手当額はそれぞれ同表に掲げる額とする。

区		年		6	7	8年度以降
		6	7	6	7	8年度以降
配偶者	一般職本給表	7級以下	6,500	3,000	不支給	不支給
		8級	3,500	不支給	不支給	不支給
		9級以上	不支給	不支給	不支給	不支給
	技術職本給表	6級以下	6,500	3,000	不支給	不支給
	教育職本給表	4級以下	6,500	3,000	不支給	不支給
		5級	3,500	不支給	不支給	不支給
		6級	不支給	不支給	不支給	不支給
	医療職本給表 (一)	3級以下	6,500	3,000	不支給	不支給
		4級	不支給	不支給	不支給	不支給
	医療職本給表 (二)	3級以下	6,500	3,000	不支給	不支給
子	全ての本給表		10,000	11,500	13,000	

（通勤手当に係る経過措置）

- 5 第47条第2項第1号、第3号、同条第3項及び第48条第1項において、令和7年4月1日前から在職する職員のうち、同日前に今般の見直し後の支給要件を満たし、同日時点で引き続き支給要件を満たし

ている職員についても、手当の支給対象とする。

6 前項による支給の始期は、令和7年4月1日とする。

附 則（令和7年7月1日規程第10号）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年7月11日規程第13号）

この規程は、令和7年7月11日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

附 則（令和7年12月19日規程第22号）

1 この規程は、令和7年12月19日から施行する。

（令和7年3月31日以前の異動者の号給の調整）

2 令和7年3月31日以前において職務の級が一般職本給表8級以上又は教育職本給表5級以上である職員の新号給については、その者が令和7年4月1日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（給与の一時金）

3 改正後の本規程の規定は、施行日に在職する者に適用するものとし、年間での調整を行うため、令和7年4月から令和7年12月の期間について、改正前の本規程の適用を受けて支給された給与と、改正後の本規程の規定を適用した場合の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

ただし、第57条及び第58条の改正規定は令和7年4月1日から適用するものとする。

4 令和7年12月期勤勉手当に関する第57条第2項の規定の適用については、同項中「100分の106.25（特定管理職員にあっては100分の126.25）」とあるのは、「100分の107.5（特定管理職員にあっては100分の127.5）」とする。

5 令和7年12月期期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、「100分の175」とあるのは、「100分の177.5」とする。

6 前3項に規定する一時金は、前2項（令和7年3月31日以前の異動者の号給の調整）を令和8年1月に支給し、前2項以外を令和8年2月に支給する。

附 則（令和8年3月27日規程第8号）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（施行日前に新たに職員となった者の号給の調整）

2 この規定の施行の日（以下「施行日」という）前に職員人事規程第6条に規定する選考（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定める基準により、必要な調整を行うことができる。

## 別表第1

## 一般職本給表（第5条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			

35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								

112	313,300								
113	313,500								
114	313,700								
115	314,000								
116	314,400								
117	314,600								
118	314,800								
119	315,100								
120	315,400								
121	315,700								
122	315,900								
123	316,200								
124	316,500								
125	316,800								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2

## 技術職本給表（第5条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	186,400	234,500	322,000	338,900	369,100	437,100
2	187,400	238,500	323,900	340,900	370,400	446,800
3	188,600	241,200	325,800	342,900	371,700	456,000
4	189,600	243,800	327,600	344,800	373,100	465,400
5	190,700	246,200	329,300	346,600	374,400	474,800
6	192,800	247,900	331,200	348,600	375,700	484,300
7	194,800	249,300	333,000	350,500	377,000	492,600
8	196,700	250,700	334,800	352,400	378,300	500,100
9	198,700	252,100	336,400	354,100	379,600	507,500
10	200,600	254,000	337,900	355,700	381,000	514,200
11	202,500	255,800	339,300	357,200	382,400	519,300
12	204,400	257,600	340,900	358,800	383,700	523,500
13	206,300	259,500	342,400	360,400	384,900	526,400
14	208,100	261,600	343,300	361,400	386,400	528,300
15	210,000	263,700	344,300	362,400	387,800	
16	211,700	265,800	345,100	363,300	389,200	
17	213,300	267,800	346,200	364,400	390,600	
18	215,000	270,000	347,300	365,600	392,200	
19	216,700	272,200	348,500	366,800	393,700	
20	218,400	274,500	349,600	368,000	395,300	
21	220,100	276,600	350,700	369,200	396,400	
22	221,800	278,600	351,800	370,300	397,800	
23	223,400	280,600	352,700	371,300	399,100	
24	225,100	282,500	353,700	372,300	400,300	
25	226,700	284,400	354,700	373,400	401,600	
26	228,700	286,200	355,700	374,400	402,800	
27	230,500	288,000	356,500	375,300	404,200	
28	232,300	289,800	357,500	376,300	405,700	
29	234,100	291,700	358,300	377,200	406,800	
30	235,100	293,100	359,100	378,000	407,900	
31	236,200	294,500	359,900	378,800	409,500	
32	237,200	295,900	360,600	379,600	410,900	
33	238,500	297,400	361,300	380,300	412,100	
34	239,800	298,800	362,000	381,000	413,400	

35	241,100	300,200	362,700	381,800	414,800
36	242,400	301,500	363,500	382,600	416,100
37	243,800	302,900	364,100	383,300	417,400
38	245,200	303,700	364,800	384,000	418,800
39	246,600	304,600	365,600	384,800	420,100
40	248,100	305,300	366,300	385,600	421,400
41	249,500	306,000	367,100	386,400	422,500
42	250,700	306,500	368,200	387,600	423,700
43	252,000	306,900	369,400	388,800	425,000
44	253,400	307,300	370,500	390,000	426,300
45	254,800	307,700	371,200	390,700	427,000
46	256,000	308,200	372,100	391,700	427,800
47	257,200	308,700	372,900	392,500	428,600
48	258,300	309,000	373,500	393,200	429,500
49	259,400	309,400	374,200	393,900	430,300
50	260,500	309,800	374,900	394,600	431,000
51	261,500	310,100	375,400	395,200	431,600
52	262,600	310,600	376,000	395,800	432,300
53	263,500	310,900	376,600	396,400	432,700
54	264,600	311,300	377,200	397,100	433,300
55	265,500	311,700	378,000	397,900	433,800
56	266,500	312,000	378,800	398,700	434,200
57	267,400	312,400	379,300	399,300	434,700
58	268,100	312,600	380,100	400,100	
59	268,600	313,000	380,800	400,800	
60	269,100	313,300	381,400	401,500	
61	269,700	313,700	382,000	402,100	
62	270,300	314,200	382,700	402,800	
63	270,800	314,700	383,200	403,400	
64	271,300	315,200	383,900	404,100	
65	271,900	315,600	384,600	404,800	
66	272,400	316,200	385,100	405,400	
67	272,900	316,600	385,700	406,000	
68	273,400	317,200	386,400	406,700	
69	274,000	317,700	387,000	407,400	
70	274,600	318,200	387,500	407,900	
71	275,200	318,600	388,100	408,500	
72	275,800	319,200	388,600	409,100	

73	276,400	319,700	389,100	409,600
74	276,900	320,300	389,700	410,200
75	277,500	321,000	390,300	410,800
76	278,200	321,700	390,700	411,300
77	278,700	322,200	391,200	411,800
78	279,400	322,800	391,700	412,300
79	280,100	323,500	392,200	412,800
80	280,500	324,100	392,800	413,500
81	281,100	324,800	393,200	413,900
82	281,700	325,500		
83	282,300	326,000		
84	282,900	326,600		
85	283,400	327,100		
86	284,000	327,600		
87	284,600	327,900		
88	285,200	328,300		
89	285,700	328,600		
90	286,200	329,100		
91	286,900	329,400		
92	287,500	329,700		
93	288,000	330,000		
94	288,600	330,300		
95	289,200	330,700		
96	289,800	331,100		
97	290,000	331,600		
98	290,500	332,000		
99	291,100	332,500		
100	291,600	333,000		
101	291,900	333,500		
102	292,300	333,900		
103	292,600	334,300		
104	293,000	334,800		
105	293,400	335,200		
106	293,700	335,500		
107	294,100	336,000		
108	294,400	336,400		
109	294,600	336,900		
110	295,000	337,300		

111	295,300	337,600			
112	295,500	338,000			
113	295,700	338,500			
114	296,000	338,900			
115	296,300	339,200			
116	296,600	339,600			
117	296,800	340,100			
118	297,100	340,500			
119	297,300	340,900			
120	297,500	341,200			
121	297,800	341,600			

備考 この表は、主任技師、先任技師、専門技師、技師、准技師及び技術員に適用する。

## 別表第3

## 教育職本給表（第5条関係）

職務の級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	275,700	354,200	408,200	475,300	580,500
2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500
3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300
4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200
5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100
6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000
7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200
8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100	
10	291,900	368,500	418,300	545,000	
11	293,700	370,500	419,400	549,600	
12	295,600	372,400	420,500	553,000	
13	297,600	374,200	421,500	556,400	
14	299,600	375,800	422,600	559,500	
15	301,600	377,400	423,600	562,400	
16	303,600	378,800	424,600	564,900	
17	305,500	380,100	425,600	567,000	
18	308,000	381,600	426,700		
19	310,700	382,800	427,800		
20	313,300	384,100	428,900		
21	315,900	385,400	429,900		
22	318,300	386,600	431,000		
23	320,700	387,800	432,100		
24	322,900	388,900	433,200		
25	325,100	390,000	434,100		
26	327,100	391,300	435,200		
27	329,100	392,600	436,200		
28	331,100	393,900	437,200		
29	333,100	395,100	438,100		
30	335,000	396,400	439,200		
31	336,900	397,700	440,200		
32	338,800	398,900	441,300		
33	340,600	400,100	442,300		
34	342,500	401,300	443,500		

35	344, 400	402, 500	444, 600
36	346, 300	403, 600	445, 800
37	348, 000	404, 600	446, 500
38	349, 200	405, 800	447, 400
39	350, 300	406, 900	448, 300
40	351, 300	407, 900	449, 100
41	351, 800	409, 000	449, 900
42	352, 200	410, 200	450, 800
43	352, 600	411, 300	451, 600
44	352, 900	412, 400	452, 300
45	353, 400	413, 300	453, 000
46	353, 900	414, 300	453, 900
47	354, 400	415, 300	454, 800
48	354, 700	416, 200	455, 700
49	355, 000	417, 400	456, 600
50	355, 300	418, 700	457, 500
51	355, 600	420, 100	458, 500
52	355, 900	421, 400	459, 400
53	356, 300	422, 200	460, 400
54	356, 600	423, 200	461, 400
55	357, 000	424, 200	462, 300
56	357, 300	425, 300	463, 300
57	357, 600	426, 200	464, 200
58	358, 000	426, 900	465, 100
59	358, 300	427, 700	466, 000
60	358, 700	428, 400	467, 000
61	359, 000	429, 100	467, 800
62	359, 300	429, 900	468, 200
63	359, 700	430, 700	468, 800
64	360, 000	431, 300	469, 400
65	360, 300	431, 900	470, 000
66	360, 700	432, 200	470, 700
67	361, 000	432, 500	471, 000
68	361, 400	432, 800	471, 600
69	361, 800	433, 100	472, 000
70	362, 100	433, 400	472, 300
71	362, 500	433, 600	472, 600
72	362, 900	433, 900	472, 900

73	363, 200	434, 100	473, 200
74	363, 600	434, 300	473, 700
75	364, 000	434, 600	474, 000
76	364, 400	434, 900	474, 300
77	364, 700	435, 100	474, 600
78	365, 100	435, 300	475, 000
79	365, 500	435, 600	475, 300
80	366, 000	435, 900	475, 600
81	366, 500	436, 100	475, 900
82	367, 100	436, 300	476, 300
83	367, 800	436, 600	476, 600
84	368, 400	436, 900	476, 900
85	369, 000	437, 100	477, 200
86	369, 600	437, 400	
87	370, 200	437, 700	
88	370, 800	437, 900	
89	371, 300	438, 100	
90	371, 700	438, 400	
91	372, 000	438, 700	
92	372, 400	438, 900	
93	372, 800	439, 100	
94	373, 200	441, 300	
95	373, 600	441, 600	
96	374, 000	441, 900	
97	374, 600	442, 200	
98	375, 100	442, 500	
99	375, 500	442, 800	
100	376, 000	443, 100	
101	376, 400	443, 400	
102	376, 900	443, 700	
103	377, 200	444, 000	
104	377, 500	444, 300	
105	378, 000	444, 500	
106	378, 400		
107	378, 900		
108	379, 400		
109	379, 800		
110	380, 300		
111	380, 700		

112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			
130	388,400			
131	388,900			
132	389,400			
133	389,900			
134	390,400			
135	390,900			
136	391,400			
137	391,900			
138	392,400			
139	392,900			
140	393,400			
141	393,900			

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教に適用する。

別表第3の2

教育職年俸本給表（一）（第5条関係）

号給	年額	月額	号給	年額	月額	号給	年額	月額
1	2,760,000	230,000	29	6,120,000	510,000	57	9,480,000	790,000
2	2,880,000	240,000	30	6,240,000	520,000	58	9,600,000	800,000
3	3,000,000	250,000	31	6,360,000	530,000	59	9,720,000	810,000
4	3,120,000	260,000	32	6,480,000	540,000	60	9,840,000	820,000
5	3,240,000	270,000	33	6,600,000	550,000	61	9,960,000	830,000
6	3,360,000	280,000	34	6,720,000	560,000	62	10,080,000	840,000
7	3,480,000	290,000	35	6,840,000	570,000	63	10,200,000	850,000
8	3,600,000	300,000	36	6,960,000	580,000	64	10,320,000	860,000
9	3,720,000	310,000	37	7,080,000	590,000	65	10,440,000	870,000
10	3,840,000	320,000	38	7,200,000	600,000	66	10,560,000	880,000
11	3,960,000	330,000	39	7,320,000	610,000	67	10,680,000	890,000
12	4,080,000	340,000	40	7,440,000	620,000	68	10,800,000	900,000
13	4,200,000	350,000	41	7,560,000	630,000	69	10,920,000	910,000
14	4,320,000	360,000	42	7,680,000	640,000	70	11,040,000	920,000
15	4,440,000	370,000	43	7,800,000	650,000	71	11,160,000	930,000
16	4,560,000	380,000	44	7,920,000	660,000	72	11,280,000	940,000
17	4,680,000	390,000	45	8,040,000	670,000	73	11,400,000	950,000
18	4,800,000	400,000	46	8,160,000	680,000	74	11,520,000	960,000
19	4,920,000	410,000	47	8,280,000	690,000	75	11,640,000	970,000
20	5,040,000	420,000	48	8,400,000	700,000	76	11,760,000	980,000
21	5,160,000	430,000	49	8,520,000	710,000	77	11,880,000	990,000
22	5,280,000	440,000	50	8,640,000	720,000	78	12,000,000	1,000,000
23	5,400,000	450,000	51	8,760,000	730,000	79	12,120,000	1,010,000
24	5,520,000	460,000	52	8,880,000	740,000	80	12,240,000	1,020,000
25	5,640,000	470,000	53	9,000,000	750,000			
26	5,760,000	480,000	54	9,120,000	760,000			
27	5,880,000	490,000	55	9,240,000	770,000			
28	6,000,000	500,000	56	9,360,000	780,000			

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教（教育職本給表又は教育職年俸本給表（二）適用者を除く。）に適用する。

## 別表第3の3

## 教育職年俸本給表(二)(第5条関係)

職務 の級	2級		3級		4級		5級		6級	
号給	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額
		円		円		円		円		円
1	3,308,400	275,700	4,250,400	354,200	4,898,400	408,200	5,703,600	475,300	6,966,000	580,500
2	3,334,800	277,900	4,269,600	355,800	4,917,600	409,800	5,809,200	484,100	7,050,000	587,500
3	3,360,000	280,000	4,288,800	357,400	4,933,200	411,100	5,912,400	492,700	7,119,600	593,300
4	3,382,800	281,900	4,306,800	358,900	4,947,600	412,300	6,013,200	501,100	7,178,400	598,200
5	3,404,400	283,700	4,324,800	360,400	4,962,000	413,500	6,114,000	509,500	7,225,200	602,100
6	3,422,400	285,200	4,344,000	362,000	4,974,000	414,500	6,210,000	517,500	7,260,000	605,000
7	3,440,400	286,700	4,363,200	363,600	4,986,000	415,500	6,300,000	525,000	7,286,400	607,200
8	3,458,400	288,200	4,381,200	365,100	4,996,800	416,400	6,386,400	532,200	7,310,400	609,200
9	3,480,000	290,000	4,398,000	366,500	5,007,600	417,300	6,469,200	539,100		
10	3,502,800	291,900	4,422,000	368,500	5,019,600	418,300	6,540,000	545,000		
11	3,524,400	293,700	4,446,000	370,500	5,032,800	419,400	6,595,200	549,600		
12	3,547,200	295,600	4,468,800	372,400	5,046,000	420,500	6,636,000	553,000		
13	3,571,200	297,600	4,490,400	374,200	5,058,000	421,500	6,676,800	556,400		
14	3,595,200	299,600	4,509,600	375,800	5,071,200	422,600	6,714,000	559,500		
15	3,619,200	301,600	4,528,800	377,400	5,083,200	423,600	6,748,800	562,400		
16	3,643,200	303,600	4,545,600	378,800	5,095,200	424,600	6,778,800	564,900		
17	3,666,000	305,500	4,561,200	380,100	5,107,200	425,600	6,804,000	567,000		
18	3,696,000	308,000	4,579,200	381,600	5,120,400	426,700				
19	3,728,400	310,700	4,593,600	382,800	5,133,600	427,800				
20	3,759,600	313,300	4,609,200	384,100	5,146,800	428,900				
21	3,790,800	315,900	4,624,800	385,400	5,158,800	429,900				
22	3,819,600	318,300	4,639,200	386,600	5,172,000	431,000				
23	3,848,400	320,700	4,653,600	387,800	5,185,200	432,100				
24	3,874,800	322,900	4,666,800	388,900	5,198,400	433,200				
25	3,901,200	325,100	4,680,000	390,000	5,209,200	434,100				
26	3,925,200	327,100	4,695,600	391,300	5,222,400	435,200				
27	3,949,200	329,100	4,711,200	392,600	5,234,400	436,200				
28	3,973,200	331,100	4,726,800	393,900	5,246,400	437,200				
29	3,997,200	333,100	4,741,200	395,100	5,257,200	438,100				
30	4,020,000	335,000	4,756,800	396,400	5,270,400	439,200				
31	4,042,800	336,900	4,772,400	397,700	5,282,400	440,200				
32	4,065,600	338,800	4,786,800	398,900	5,295,600	441,300				
33	4,087,200	340,600	4,801,200	400,100	5,307,600	442,300				

34	4, 110, 000	342, 500	4, 815, 600	401, 300	5, 322, 000	443, 500
35	4, 132, 800	344, 400	4, 830, 000	402, 500	5, 335, 200	444, 600
36	4, 155, 600	346, 300	4, 843, 200	403, 600	5, 349, 600	445, 800
37	4, 176, 000	348, 000	4, 855, 200	404, 600	5, 358, 000	446, 500
38	4, 190, 400	349, 200	4, 869, 600	405, 800	5, 368, 800	447, 400
39	4, 203, 600	350, 300	4, 882, 800	406, 900	5, 379, 600	448, 300
40	4, 215, 600	351, 300	4, 894, 800	407, 900	5, 389, 200	449, 100
41	4, 221, 600	351, 800	4, 908, 000	409, 000	5, 398, 800	449, 900
42	4, 226, 400	352, 200	4, 922, 400	410, 200	5, 409, 600	450, 800
43	4, 231, 200	352, 600	4, 935, 600	411, 300	5, 419, 200	451, 600
44	4, 234, 800	352, 900	4, 948, 800	412, 400	5, 427, 600	452, 300
45	4, 240, 800	353, 400	4, 959, 600	413, 300	5, 436, 000	453, 000
46	4, 246, 800	353, 900	4, 971, 600	414, 300	5, 446, 800	453, 900
47	4, 252, 800	354, 400	4, 983, 600	415, 300	5, 457, 600	454, 800
48	4, 256, 400	354, 700	4, 994, 400	416, 200	5, 468, 400	455, 700
49	4, 260, 000	355, 000	5, 008, 800	417, 400	5, 479, 200	456, 600
50	4, 263, 600	355, 300	5, 024, 400	418, 700	5, 490, 000	457, 500
51	4, 267, 200	355, 600	5, 041, 200	420, 100	5, 502, 000	458, 500
52	4, 270, 800	355, 900	5, 056, 800	421, 400	5, 512, 800	459, 400
53	4, 275, 600	356, 300	5, 066, 400	422, 200	5, 524, 800	460, 400
54	4, 279, 200	356, 600	5, 078, 400	423, 200	5, 536, 800	461, 400
55	4, 284, 000	357, 000	5, 090, 400	424, 200	5, 547, 600	462, 300
56	4, 287, 600	357, 300	5, 103, 600	425, 300	5, 559, 600	463, 300
57	4, 291, 200	357, 600	5, 114, 400	426, 200	5, 570, 400	464, 200
58	4, 296, 000	358, 000	5, 122, 800	426, 900	5, 581, 200	465, 100
59	4, 299, 600	358, 300	5, 132, 400	427, 700	5, 592, 000	466, 000
60	4, 304, 400	358, 700	5, 140, 800	428, 400	5, 604, 000	467, 000
61	4, 308, 000	359, 000	5, 149, 200	429, 100	5, 613, 600	467, 800
62	4, 311, 600	359, 300	5, 158, 800	429, 900	5, 618, 400	468, 200
63	4, 316, 400	359, 700	5, 168, 400	430, 700	5, 625, 600	468, 800
64	4, 320, 000	360, 000	5, 175, 600	431, 300	5, 632, 800	469, 400
65	4, 323, 600	360, 300	5, 182, 800	431, 900	5, 640, 000	470, 000
66	4, 328, 400	360, 700	5, 186, 400	432, 200	5, 648, 400	470, 700
67	4, 332, 000	361, 000	5, 190, 000	432, 500	5, 652, 000	471, 000
68	4, 336, 800	361, 400	5, 193, 600	432, 800	5, 659, 200	471, 600
69	4, 341, 600	361, 800	5, 197, 200	433, 100	5, 664, 000	472, 000
70	4, 345, 200	362, 100	5, 200, 800	433, 400	5, 667, 600	472, 300
71	4, 350, 000	362, 500	5, 203, 200	433, 600	5, 671, 200	472, 600
72	4, 354, 800	362, 900	5, 206, 800	433, 900	5, 674, 800	472, 900

73	4,358,400	363,200	5,209,200	434,100	5,678,400	473,200
74	4,363,200	363,600	5,211,600	434,300	5,684,400	473,700
75	4,368,000	364,000	5,215,200	434,600	5,688,000	474,000
76	4,372,800	364,400	5,218,800	434,900	5,691,600	474,300
77	4,376,400	364,700	5,221,200	435,100	5,695,200	474,600
78	4,381,200	365,100	5,223,600	435,300	5,700,000	475,000
79	4,386,000	365,500	5,227,200	435,600	5,703,600	475,300
80	4,392,000	366,000	5,230,800	435,900	5,707,200	475,600
81	4,398,000	366,500	5,233,200	436,100	5,710,800	475,900
82	4,405,200	367,100	5,235,600	436,300	5,715,600	476,300
83	4,413,600	367,800	5,239,200	436,600	5,719,200	476,600
84	4,420,800	368,400	5,242,800	436,900	5,722,800	476,900
85	4,428,000	369,000	5,245,200	437,100	5,726,400	477,200
86	4,435,200	369,600	5,248,800	437,400		
87	4,442,400	370,200	5,252,400	437,700		
88	4,449,600	370,800	5,254,800	437,900		
89	4,455,600	371,300	5,257,200	438,100		
90	4,460,400	371,700	5,260,800	438,400		
91	4,464,000	372,000	5,264,400	438,700		
92	4,468,800	372,400	5,266,800	438,900		
93	4,473,600	372,800	5,269,200	439,100		
94	4,478,400	373,200	5,295,600	441,300		
95	4,483,200	373,600	5,299,200	441,600		
96	4,488,000	374,000	5,302,800	441,900		
97	4,495,200	374,600	5,306,400	442,200		
98	4,501,200	375,100	5,310,000	442,500		
99	4,506,000	375,500	5,313,600	442,800		
100	4,512,000	376,000	5,317,200	443,100		
101	4,516,800	376,400	5,320,800	443,400		
102	4,522,800	376,900	5,324,400	443,700		
103	4,526,400	377,200	5,328,000	444,000		
104	4,530,000	377,500	5,331,600	444,300		
105	4,536,000	378,000	5,334,000	444,500		
106	4,540,800	378,400				
107	4,546,800	378,900				
108	4,552,800	379,400				
109	4,557,600	379,800				
110	4,563,600	380,300				

111	4,568,400	380,700							
112	4,573,200	381,100							
113	4,578,000	381,500							
114	4,582,800	381,900							
115	4,587,600	382,300							
116	4,592,400	382,700							
117	4,597,200	383,100							
118	4,602,000	383,500							
119	4,606,800	383,900							
120	4,611,600	384,300							
121	4,615,200	384,600							
122	4,620,000	385,000							
123	4,624,800	385,400							
124	4,628,400	385,700							
125	4,633,200	386,100							
126	4,639,200	386,600							
127	4,645,200	387,100							
128	4,650,000	387,500							
129	4,654,800	387,900							
130	4,660,800	388,400							
131	4,666,800	388,900							
132	4,672,800	389,400							
133	4,678,800	389,900							
134	4,684,800	390,400							
135	4,690,800	390,900							
136	4,696,800	391,400							
137	4,702,800	391,900							
138	4,708,800	392,400							
139	4,714,800	392,900							
140	4,720,800	393,400							
141	4,726,800	393,900							

備考 この表は、所長、施設長、J-PARCセンター長、教授、准教授、講師、研究機関講師及び助教に適用する。

## 別表第4

## 医療職本給表(一) (第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円
1	305,600	415,600	470,300	566,200
2	307,900	418,300	472,300	572,300
3	310,200	420,900	474,200	577,400
4	312,400	423,300	476,100	582,100
5	314,500	425,600	477,500	586,400
6	318,000	427,800	479,200	590,700
7	321,500	429,800	481,000	594,100
8	324,900	431,900	482,800	597,000
9	328,300	434,000	484,600	599,500
10	331,800	435,500	486,300	601,800
11	335,200	437,000	488,100	
12	338,600	438,500	489,900	
13	342,000	439,900	491,700	
14	345,500	441,300	493,400	
15	348,900	442,800	495,200	
16	352,300	444,200	497,000	
17	355,700	445,500	498,800	
18	358,800	447,000	500,700	
19	362,000	448,400	502,600	
20	365,200	449,800	504,500	
21	368,500	451,100	506,400	
22	371,600	452,600	508,100	
23	374,700	454,000	509,900	
24	377,700	455,400	511,700	
25	380,800	456,800	513,300	
26	383,100	458,200	515,100	
27	385,400	459,500	516,900	
28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800	
30	391,200	463,600	521,500	
31	392,900	465,000	523,300	
32	394,700	466,400	525,000	
33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	

35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200

73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		

備考 この表は、産業医に適用する。

## 別表第5

## 医療職本給表(二) (第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900
2	223,600	256,800	294,400
3	225,400	259,000	294,900
4	227,100	261,200	295,400
5	228,800	263,400	295,800
6	230,700	264,400	296,300
7	232,500	265,200	296,800
8	234,200	266,100	297,200
9	235,900	266,900	297,600
10	237,800	268,000	298,100
11	239,700	269,100	298,600
12	241,600	270,000	299,100
13	243,400	270,800	299,500
14	245,400	271,500	300,000
15	247,400	272,200	300,400
16	249,400	273,000	300,900
17	251,400	274,100	301,400
18	253,400	275,000	301,800
19	255,500	275,900	302,300
20	257,500	276,800	302,700
21	259,400	277,800	303,200
22	260,600	278,800	303,600
23	261,700	279,700	304,100
24	262,800	280,700	304,500
25	263,900	281,500	305,000
26	264,700	282,400	305,600
27	265,600	283,300	306,300
28	266,400	284,200	307,000
29	267,200	285,200	307,700
30	267,900	285,900	308,400
31	268,600	286,600	309,100
32	269,300	287,300	309,900
33	270,100	287,900	310,600
34	270,700	288,500	311,400

35	271,300	289,000	312,100
36	271,800	289,400	312,800
37	272,400	289,800	313,500
38	273,100	290,400	314,300
39	273,800	290,900	315,100
40	274,500	291,300	315,900
41	275,200	291,700	316,500
42	275,800	292,200	317,400
43	276,500	292,600	318,400
44	277,100	293,100	319,300
45	277,900	293,600	320,100
46	278,600	294,000	321,100
47	279,300	294,500	322,100
48	279,900	294,900	323,000
49	280,400	295,400	323,900
50	280,900	295,800	324,800
51	281,300	296,300	325,800
52	281,700	296,800	326,800
53	282,000	297,200	327,600
54	282,500	297,600	328,500
55	282,900	298,100	329,500
56	283,300	298,500	330,400
57	283,700	299,000	331,300
58	284,100	299,700	332,200
59	284,400	300,400	333,200
60	284,700	301,100	334,100
61	285,100	301,800	335,000
62	285,500	302,700	336,100
63	285,900	303,600	337,300
64	286,200	304,300	338,500
65	286,500	305,000	339,200
66	286,900	305,900	340,300
67	287,300	306,700	341,400
68	287,600	307,500	342,300
69	288,000	308,200	343,400
70	288,500	309,100	344,100
71	288,900	310,000	345,200
72	289,200	310,800	346,300

73	289,600	311,700	347,400
74	290,100	312,500	348,600
75	290,600	313,400	349,700
76	291,100	314,300	350,800
77	291,600	315,100	351,900
78	292,100	316,000	353,000
79	292,700	317,000	354,000
80	293,100	317,900	355,100
81	293,600	318,400	356,000
82	294,000	319,200	357,000
83	294,500	320,100	357,900
84	295,000	320,900	358,900
85	295,400	321,700	359,800
86	295,800	322,600	360,600
87	296,300	323,600	361,400
88	296,800	324,600	362,200
89	297,200	325,500	362,800
90	297,700	326,500	363,400
91	298,200	327,500	364,000
92	298,700	328,500	364,600
93	299,200	329,300	365,000
94	299,600	330,000	365,400
95	300,100	330,700	365,900
96	300,700	331,300	366,300
97	301,300	331,800	366,800
98	301,800	332,100	367,200
99	302,300	332,600	367,700
100	302,800	333,200	368,100
101	303,200	333,600	368,400
102	303,700	334,100	368,900
103	304,100	334,700	369,200
104	304,500	335,200	369,500
105	304,900	335,600	369,900
106	305,300	336,100	370,400
107	305,700	336,600	370,900
108	306,000	337,100	371,400
109	306,200	337,500	371,900
110	306,500	337,800	372,400
111	306,700	338,100	372,900

112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	

150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		
163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		
169	323,300		

備考 この表は、産業保健師、保健師、産業看護師、看護師、准看護師に適用する。

## 別表第6

## 指定職本給表（第5条関係）

号 給	本給月額
	円
1	644,000
2	716,000
3	772,000
4	829,000

備考 この表は、機構長が特に必要と認める者に適用する。

## 別表第6の2

## URA職年俸本給表（第5条関係）

職務の級	1級		2級		3級		4級	
号 給	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額	本給 年俸額	年俸本給 月額
				円		円		円
1	2,770,800	230,900	3,308,400	275,700	4,250,400	354,200	4,898,400	408,200
2	2,802,000	233,500	3,334,800	277,900	4,269,600	355,800	4,917,600	409,800
3	2,830,800	235,900	3,360,000	280,000	4,288,800	357,400	4,933,200	411,100
4	2,859,600	238,300	3,382,800	281,900	4,306,800	358,900	4,947,600	412,300
5	2,888,400	240,700	3,404,400	283,700	4,324,800	360,400	4,962,000	413,500
6	2,917,200	243,100	3,422,400	285,200	4,344,000	362,000	4,974,000	414,500
7	2,947,200	245,600	3,440,400	286,700	4,363,200	363,600	4,986,000	415,500
8	2,977,200	248,100	3,458,400	288,200	4,381,200	365,100	4,996,800	416,400
9	3,006,000	250,500	3,480,000	290,000	4,398,000	366,500	5,007,600	417,300
10	3,027,600	252,300	3,502,800	291,900	4,422,000	368,500	5,019,600	418,300
11	3,049,200	254,100	3,524,400	293,700	4,446,000	370,500	5,032,800	419,400
12	3,070,800	255,900	3,547,200	295,600	4,468,800	372,400	5,046,000	420,500
13	3,092,400	257,700	3,571,200	297,600	4,490,400	374,200	5,058,000	421,500
14	3,110,400	259,200	3,595,200	299,600	4,509,600	375,800	5,071,200	422,600
15	3,129,600	260,800	3,619,200	301,600	4,528,800	377,400	5,083,200	423,600
16	3,147,600	262,300	3,643,200	303,600	4,545,600	378,800	5,095,200	424,600
17	3,165,600	263,800	3,666,000	305,500	4,561,200	380,100	5,107,200	425,600
18	3,182,400	265,200	3,696,000	308,000	4,579,200	381,600	5,120,400	426,700
19	3,198,000	266,500	3,728,400	310,700	4,593,600	382,800	5,133,600	427,800
20	3,214,800	267,900	3,759,600	313,300	4,609,200	384,100	5,146,800	428,900
21	3,230,400	269,200	3,790,800	315,900	4,624,800	385,400	5,158,800	429,900
22	3,246,000	270,500	3,819,600	318,300	4,639,200	386,600	5,172,000	431,000
23	3,262,800	271,900	3,848,400	320,700	4,653,600	387,800	5,185,200	432,100
24	3,278,400	273,200	3,874,800	322,900	4,666,800	388,900	5,198,400	433,200

25	3,296,400	274,700	3,901,200	325,100	4,680,000	390,000	5,209,200	434,100
26	3,315,600	276,300	3,925,200	327,100	4,695,600	391,300	5,222,400	435,200
27	3,334,800	277,900	3,949,200	329,100	4,711,200	392,600	5,234,400	436,200
28	3,354,000	279,500	3,973,200	331,100	4,726,800	393,900	5,246,400	437,200
29	3,372,000	281,000	3,997,200	333,100	4,741,200	395,100	5,257,200	438,100
30	3,392,400	282,700	4,020,000	335,000	4,756,800	396,400	5,270,400	439,200
31	3,412,800	284,400	4,042,800	336,900	4,772,400	397,700	5,282,400	440,200
32	3,434,400	286,200	4,065,600	338,800	4,786,800	398,900	5,295,600	441,300
33	3,456,000	288,000	4,087,200	340,600	4,801,200	400,100	5,307,600	442,300
34	3,470,400	289,200	4,110,000	342,500	4,815,600	401,300	5,322,000	443,500
35	3,484,800	290,400	4,132,800	344,400	4,830,000	402,500	5,335,200	444,600
36	3,498,000	291,500	4,155,600	346,300	4,843,200	403,600	5,349,600	445,800
37	3,510,000	292,500	4,176,000	348,000	4,855,200	404,600	5,358,000	446,500
38	3,522,000	293,500	4,190,400	349,200	4,869,600	405,800	5,368,800	447,400
39	3,534,000	294,500	4,203,600	350,300	4,882,800	406,900	5,379,600	448,300
40	3,546,000	295,500	4,215,600	351,300	4,894,800	407,900	5,389,200	449,100
41	3,556,800	296,400	4,221,600	351,800	4,908,000	409,000	5,398,800	449,900
42	3,570,000	297,500	4,226,400	352,200	4,922,400	410,200	5,409,600	450,800
43	3,583,200	298,600	4,231,200	352,600	4,935,600	411,300	5,419,200	451,600
44	3,594,000	299,500	4,234,800	352,900	4,948,800	412,400	5,427,600	452,300
45	3,604,800	300,400	4,240,800	353,400	4,959,600	413,300	5,436,000	453,000
46	3,616,800	301,400	4,246,800	353,900	4,971,600	414,300	5,446,800	453,900
47	3,627,600	302,300	4,252,800	354,400	4,983,600	415,300	5,457,600	454,800
48	3,638,400	303,200	4,256,400	354,700	4,994,400	416,200	5,468,400	455,700
49	3,649,200	304,100	4,260,000	355,000	5,008,800	417,400	5,479,200	456,600
50	3,654,000	304,500	4,263,600	355,300	5,024,400	418,700	5,490,000	457,500
51	3,658,800	304,900	4,267,200	355,600	5,041,200	420,100	5,502,000	458,500
52	3,663,600	305,300	4,270,800	355,900	5,056,800	421,400	5,512,800	459,400
53	3,668,400	305,700	4,275,600	356,300	5,066,400	422,200	5,524,800	460,400
54	3,673,200	306,100	4,279,200	356,600	5,078,400	423,200	5,536,800	461,400
55	3,676,800	306,400	4,284,000	357,000	5,090,400	424,200	5,547,600	462,300
56	3,680,400	306,700	4,287,600	357,300	5,103,600	425,300	5,559,600	463,300
57	3,685,200	307,100	4,291,200	357,600	5,114,400	426,200	5,570,400	464,200
58	3,690,000	307,500	4,296,000	358,000	5,122,800	426,900	5,581,200	465,100
59	3,696,000	308,000	4,299,600	358,300	5,132,400	427,700	5,592,000	466,000
60	3,699,600	308,300	4,304,400	358,700	5,140,800	428,400	5,604,000	467,000
61	3,703,200	308,600	4,308,000	359,000	5,149,200	429,100	5,613,600	467,800
62	3,706,800	308,900	4,311,600	359,300	5,158,800	429,900	5,618,400	468,200
63	3,710,400	309,200	4,316,400	359,700	5,168,400	430,700	5,625,600	468,800

64	3,715,200	309,600	4,320,000	360,000	5,175,600	431,300	5,632,800	469,400
65	3,720,000	310,000	4,323,600	360,300	5,182,800	431,900	5,640,000	470,000
66	3,723,600	310,300	4,328,400	360,700	5,186,400	432,200	5,648,400	470,700
67	3,728,400	310,700	4,332,000	361,000	5,190,000	432,500	5,652,000	471,000
68	3,732,000	311,000	4,336,800	361,400	5,193,600	432,800	5,659,200	471,600
69	3,736,800	311,400	4,341,600	361,800	5,197,200	433,100	5,664,000	472,000
70	3,740,400	311,700	4,345,200	362,100	5,200,800	433,400	5,667,600	472,300
71	3,745,200	312,100	4,350,000	362,500	5,203,200	433,600	5,671,200	472,600
72	3,750,000	312,500	4,354,800	362,900	5,206,800	433,900	5,674,800	472,900
73	3,753,600	312,800	4,358,400	363,200	5,209,200	434,100	5,678,400	473,200
74	3,757,200	313,100	4,363,200	363,600	5,211,600	434,300	5,684,400	473,700
75	3,762,000	313,500	4,368,000	364,000	5,215,200	434,600	5,688,000	474,000
76	3,765,600	313,800	4,372,800	364,400	5,218,800	434,900	5,691,600	474,300
77	3,769,200	314,100	4,376,400	364,700	5,221,200	435,100	5,695,200	474,600
78	3,772,800	314,400	4,381,200	365,100	5,223,600	435,300	5,700,000	475,000
79	3,777,600	314,800	4,386,000	365,500	5,227,200	435,600	5,703,600	475,300
80	3,781,200	315,100	4,392,000	366,000	5,230,800	435,900	5,707,200	475,600
81	3,784,800	315,400	4,398,000	366,500	5,233,200	436,100	5,710,800	475,900
82	3,788,400	315,700	4,405,200	367,100	5,235,600	436,300	5,715,600	476,300
83	3,792,000	316,000	4,413,600	367,800	5,239,200	436,600	5,719,200	476,600
84	3,796,800	316,400	4,420,800	368,400	5,242,800	436,900	5,722,800	476,900
85	3,800,400	316,700	4,428,000	369,000	5,245,200	437,100	5,726,400	477,200
86	3,805,200	317,100	4,435,200	369,600	5,248,800	437,400		
87	3,810,000	317,500	4,442,400	370,200	5,252,400	437,700		
88	3,814,800	317,900	4,449,600	370,800	5,254,800	437,900		
89	3,818,400	318,200	4,455,600	371,300	5,257,200	438,100		
90	3,822,000	318,500	4,460,400	371,700	5,260,800	438,400		
91	3,825,600	318,800	4,464,000	372,000	5,264,400	438,700		
92	3,830,400	319,200	4,468,800	372,400	5,266,800	438,900		
93	3,835,200	319,600	4,473,600	372,800	5,269,200	439,100		
94	3,840,000	320,000	4,478,400	373,200	5,295,600	441,300		
95	3,844,800	320,400	4,483,200	373,600	5,299,200	441,600		
96	3,849,600	320,800	4,488,000	374,000	5,302,800	441,900		
97	3,854,400	321,200	4,495,200	374,600	5,306,400	442,200		
98	3,860,400	321,700	4,501,200	375,100	5,310,000	442,500		
99	3,866,400	322,200	4,506,000	375,500	5,313,600	442,800		
100	3,873,600	322,800	4,512,000	376,000	5,317,200	443,100		
101	3,877,200	323,100	4,516,800	376,400	5,320,800	443,400		

102	3,880,800	323,400	4,522,800	376,900	5,324,400	443,700
103	3,883,200	323,600	4,526,400	377,200	5,328,000	444,000
104	3,886,800	323,900	4,530,000	377,500	5,331,600	444,300
105	3,890,400	324,200	4,536,000	378,000	5,334,000	444,500
106	3,894,000	324,500	4,540,800	378,400		
107	3,897,600	324,800	4,546,800	378,900		
108	3,900,000	325,000	4,552,800	379,400		
109	3,903,600	325,300	4,557,600	379,800		
110	3,907,200	325,600	4,563,600	380,300		
111	3,910,800	325,900	4,568,400	380,700		
112	3,915,600	326,300	4,573,200	381,100		
113	3,919,200	326,600	4,578,000	381,500		
114	3,922,800	326,900	4,582,800	381,900		
115	3,926,400	327,200	4,587,600	382,300		
116	3,930,000	327,500	4,592,400	382,700		
117	3,932,400	327,700	4,597,200	383,100		
118	3,936,000	328,000	4,602,000	383,500		
119	3,940,800	328,400	4,606,800	383,900		
120	3,945,600	328,800	4,611,600	384,300		
121	3,948,000	329,000	4,615,200	384,600		
122	3,951,600	329,300	4,620,000	385,000		
123	3,955,200	329,600	4,624,800	385,400		
124	3,960,000	330,000	4,628,400	385,700		
125	3,962,400	330,200	4,633,200	386,100		
126	3,964,800	330,400	4,639,200	386,600		
127	3,968,400	330,700	4,645,200	387,100		
128	3,972,000	331,000	4,650,000	387,500		
129	3,974,400	331,200	4,654,800	387,900		
130	3,978,000	331,500	4,660,800	388,400		
131	3,982,800	331,900	4,666,800	388,900		
132	3,985,200	332,100	4,672,800	389,400		
133	3,987,600	332,300	4,678,800	389,900		
134	3,991,200	332,600	4,684,800	390,400		
135	3,994,800	332,900	4,690,800	390,900		
136	3,997,200	333,100	4,696,800	391,400		
137	3,999,600	333,300	4,702,800	391,900		
138	4,002,000	333,500	4,708,800	392,400		
139	4,004,400	333,700	4,714,800	392,900		
140	4,008,000	334,000	4,720,800	393,400		

141	4,012,800	334,400	4,726,800	393,900				
142	4,016,400	334,700						
143	4,020,000	335,000						
144	4,023,600	335,300						
145	4,028,400	335,700						
146	4,032,000	336,000						
147	4,034,400	336,200						
148	4,038,000	336,500						
149	4,041,600	336,800						
150	4,045,200	337,100						
151	4,048,800	337,400						
152	4,051,200	337,600						
153	4,054,800	337,900						
154	4,058,400	338,200						
155	4,062,000	338,500						
156	4,065,600	338,800						
157	4,068,000	339,000						

別表第7

級別標準職務表（第6条関係）

イ 一般職本給表

職務の級	標準的な職務
1	定型的な業務を行う職務
2	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 主任の職務
3	1 困難な業務を処理する主任の職務 2 係長、専門職員の職務 3 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする職務
4	1 相当困難な業務を処理する係長、専門職員の職務 2 副課長、専門員の職務 3 相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする職務
5	1 室長の業務 2 課長の業務
6	1 相当困難な業務を所掌する課長の職務 2 次長の職務 3 参事役の職務
7	部長の職務
8	1 相当困難な業務を所掌する部長の職務 2 局長の職務
9	相当困難な業務を所掌する局長の職務
10	重要な業務を所掌する局長の職務

ロ 技術職本給表

職務の級	標準的な職務
1	技術員の職務
2	准技師の職務
3	技師の職務
4	専門技師の職務
5	前任技師の職務
6	主任技師の職務

ハ 教育職本給表

職務の級	標準的な職務
1	教務職員の職務
2	助教の職務
	研究機関講師の職務

3	講師の職務
4	准教授の職務
5	1 教授の職務 2 J-PARCセンター長の職務
6	1 施設長の職務 2 所長の職務

ニ 医療職本給表（一）

職務の級	標準的な職務
1	産業医の職務
2	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務
3	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務
4	極めて高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業医の職務

ホ 医療職本給表（二）

職務の級	標準的な職務
1	准看護師の職務
2	産業保健師、保健師、産業看護師、看護師の職務
3	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う産業保健師、保健師、産業看護師、看護師の職務

へ URA職本給表

職務の級	標準的な職務
1	専門URAの職務
2	専任URAの職務
3	上席URAの職務
4	首席URAの職務

別表第8 削除

## 別表第9

## 学歴免許等資格基準表（第15条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限3年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。）
	(2) 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限1年以上となるものに限る。）の修了（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
	(3) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 防衛医科大学校の卒業
	(4) 大学専攻 科卒	学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業
	(5) 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。）からの学士の学位の取得 (3) 防衛大学校の卒業
		(4) 外国における大学等の卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
2 短大卒	(1) 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が15年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業

	(2) 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 外国における大学、専門学校等の卒業（通算修学年数が14年以上となるものに限る。） (5) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業
	(3) 短大1卒	外国における専門学校等の卒業（通算修学年数が13年以上となるものに限る。）
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業
	(2) 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位の修得 (3) 大学入学資格検定規程による大学入学検定の合格 (4) 外国における高等学校等の卒業（通算修学年数が12年以上となるものに限る。）
	(3) 高校2卒	保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 外国における中学校の卒業（通算修学年数が9年以上となるものに限る。）

#### 備考

- 1 この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校、助産師養成所、看護師学校、看護師養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。
- 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者に実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業（修学年数4年）に3年制の高等学校の卒業と、大学の通信教育の課程の修了は、4年制の大学の卒業として取り扱う。
- 3 次の各号に該当する者の学歴免許等の資格の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 学校教育法による大学の2年制の課程を修了した者及び同法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については、「短大2卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
  - (2) 学校教育法第47条、第56条又は第57条第2項の規定により同法による中学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業生又は修了者と同等の資格を有すると認められている者については、それぞれ当該学校の卒業生又は修了者に準じて取り扱うことができる。

- (3) 学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数がイ、ロ、ニ又はホにあっては680時間以上、ハ又はへにあっては800時間以上のものに限る。
- イ 修業年限3年以上の専門課程の卒業者 「短大3卒」の区分
  - ロ 修業年限2年以上の専門課程の卒業者 「短大2卒」の区分
  - ハ 修業年限1年以上の専門課程の卒業者 「高校専攻科卒」の区分
  - ニ 修業年限3年以上の高等課程の卒業者 「高校3卒」の区分
  - ホ 修業年限2年以上の高等課程の卒業者 「高校2卒」の区分
  - へ 修業年限1年以上の高等課程の卒業者 「中学卒」の区分
- 四 学校教育法による各種学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格に定める学歴免許等の資格を除く。）を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
- イ 「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「短大2卒」の区分
  - ロ 「中学卒」を入学資格とする修業年限3年以上の課程の卒業者 「高校3卒」の区分
  - ハ 「中学卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「高校2卒」の区分
- 4 学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格以外の資格の取扱いについては、機構長がその都度決定するものとする。

別表第 10

経験年数換算表（第 17 条の 2 関係）

経 歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府若しくは民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 （当該期間において常時勤務した時間又はこれに準ずる期間に限る。）	$100/100$
	その他の期間	$100/100$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$100/100$ 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$100/100$ 以下
	その他の期間	$50/100$ 以下

備考

- 1 学校教育法による大学の一の学部の課程を修了した後に他の学部の課程を修了した場合等同等の学校の課程を重複して修了した場合には、その重複して在学した期間は、経験年数換算表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」として取り扱うことができる。
- 2 国家公務員退職手当法施行令附則第 3 項第 3 号に掲げる「日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和 59 年法律第 69 号）附則第 12 条第 1 項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和 23 年法律第 256 号）第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社法（昭和 59 年法律第 85 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので総務大臣の指定するもの」の職員としての在職期間を有する者に経験年数換算表を適用する場合には、当該在職期間を同表の「外国政府職員」としての在職期間として取り扱うことができる。
- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部に修学した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。

## 別表第 1 1

## 経験年数調整表（第 1 7 条の 2 関係）

学 歴 区 分 (甲)	基 準 学 歴 区 分				学 歴 区 分 (乙)		
	大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)	博士課 程修了	修士課 程修了	短大 2卒
博士課程修了	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年		+ 3 年	+ 7 年
修士課程修了	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年	- 3 年		+ 4 年
大 学 6 卒	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年	- 3 年		+ 4 年
大学専攻科卒	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年	- 4 年	- 1 年	+ 3 年
大 学 4 卒		+ 2年	+ 4年	+ 7年	- 5 年	- 2 年	+ 2 年
短 大 3 卒	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年	- 6 年	- 3 年	+ 1 年
短 大 2 卒	- 2年		+ 2年	+ 5年	- 7 年	- 4 年	
短 大 1 卒	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年	- 8 年	- 5 年	- 1 年
高校専攻科卒	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年	- 8 年	- 5 年	- 1 年
高 校 3 卒	- 4年	- 2年		+ 3年	- 9 年	- 6 年	- 2 年
高 校 2 卒	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年	- 10 年	- 7 年	- 3 年
中 学 卒	- 7年	- 5年	- 3年		- 12 年	- 9 年	- 5 年

## 備考

- 1 学歴区分欄（甲）並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、学歴区分欄（甲）の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。この表に記載のない学歴区分欄（乙）については別に定める基準によるものとする。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄（甲）の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。

別表第12

初任給基準表（第14条関係）

イ 一般職本給表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	統一試験・ 機構試験	大 学 卒	1級25号給
		高 校 卒	1級 5号給
そ の 他		高 校 卒	1級 1号給

ロ 技術職本給表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正 規 の 試 験	統一試験・ 機構試験	大 学 卒	1級28号給
		高 校 卒	1級11号給
そ の 他		高 校 卒	1級 7号給

ハ 教育職本給表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	2級37号給
	博 士 課 程 修 了	2級31号給
	修 士 課 程 修 了	2級13号給
	大 学 6 卒	2級 1号給
	大 学 卒	2級 1号給

ニ 医療職本給表（一）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
産 業 医	博 士 課 程 修 了	1級25号給
	大 学 6 卒	1級 1号給

ホ 医療職本給表（二）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
産 業 保 健 師	大 学 卒	2級11号給
	短 大 3 卒	2級 5号給
産 業 看 護 師	短 大 3 卒	2級 5号給
	短 大 2 卒	2級 1号給
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1級 1号給

ヘ URA職本給表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給

専門U R A	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	1級49号給
	博士課程修了	1級43号給
	修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級 3号給

別表第 1 3

昇格時号給対応表 (第 2 4 条関係)

イ 一般職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			

60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

ロ 技術職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	5	1	1
2	1	1	6	1	1
3	1	1	6	1	1
4	1	1	7	1	1
5	1	1	7	1	1
6	1	1	8	1	1
7	1	1	8	1	1
8	1	1	9	1	1
9	1	1	9	2	1
10	1	1	10	3	1
11	1	1	10	4	1
12	1	1	10	5	1
13	1	1	11	7	2
14	1	1	11	8	2
15	1	1	12	9	2
16	1	1	12	9	2
17	1	1	12	10	2
18	1	1	13	11	2
19	1	1	13	12	2
20	1	1	13	13	3
21	1	1	14	13	3
22	1	1	14	14	3
23	1	1	15	14	3
24	1	1	15	15	3
25	1	1	16	15	3
26	2	1	17	16	3
27	3	1	18	16	4
28	4	1	19	17	4
29	5	1	20	18	4
30	6	1	21	19	4
31	7	1	21	20	4
32	8	1	22	21	4
33	9	1	23	21	4
34	10	1	24	21	5
35	11	1	25	22	5
36	12	1	26	22	5
37	13	1	27	22	5
38	14	1	28	23	5
39	15	1	29	23	5
40	16	1	29	23	5
41	17	1	30	24	6
42	17	2	31	24	6
43	18	3	33	24	6
44	18	4	34	25	6
45	19	5	35	25	6
46	19	6	37	26	6
47	20	7	38	26	6
48	20	8	39	26	6
49	21	9	41	26	6
50	22	9	41	27	7
51	23	9	41	27	7
52	24	10	42	27	7
53	25	10	42	28	7
54	25	10	43	28	7
55	26	11	43	28	7
56	26	11	44	29	7
57	27	11	44	29	7
58	27	12	45	30	
59	28	12	46	30	
60	28	12	46	31	

61	29	13	47	31	
62	29	13	47	31	
63	29	14	49	32	
64	30	14	49	32	
65	30	15	50	33	
66	30	15	50	33	
67	31	16	51	34	
68	31	16	52	34	
69	31	17	52	34	
70	32	17	54	35	
71	32	17	54	35	
72	32	18	55	36	
73	33	18	56	36	
74	33	18	56	37	
75	34	19	56	37	
76	34	19	58	38	
77	35	19	58	38	
78	35	20	58	39	
79	36	20	60	39	
80	36	20	60	40	
81	37	21	60	40	
82	37	22			
83	38	23			
84	38	24			
85	39	25			
86	39	25			
87	40	25			
88	40	25			
89	41	26			
90	41	26			
91	42	26			
92	42	26			
93	43	27			
94	43	27			
95	44	27			
96	44	27			
97	45	28			
98	46	28			
99	47	28			
100	48	28			
101	49	29			
102	50	29			
103	51	29			
104	52	30			
105	53	30			
106	53	30			
107	53	30			
108	54	30			
109	54	31			
110	54	31			
111	55	31			
112	55	31			
113	55	31			
114	56	32			
115	56	32			
116	56	32			
117	57	32			
118	57	32			
119	58	33			
120	58	33			
121	59	33			

ハ 教育職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	4
15	1	1	1	4
16	1	1	1	4
17	1	1	2	4
18	1	2	2	
19	1	3	2	
20	1	4	2	
21	1	5	2	
22	1	5	2	
23	1	6	2	
24	1	6	2	
25	1	7	3	
26	1	7	3	
27	1	8	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	3	
32	1	12	3	
33	1	13	4	
34	2	14	4	
35	3	15	4	
36	4	16	4	
37	5	17	4	
38	6	18	4	
39	7	19	4	
40	8	20	4	
41	9	21	5	
42	10	22	5	
43	11	23	5	
44	12	24	5	
45	13	25	5	
46	14	26	5	
47	15	27	5	
48	16	28	5	
49	17	29	5	
50	17	30	5	
51	18	31	6	
52	18	32	6	
53	19	33	6	
54	19	34	6	
55	20	35	6	
56	20	36	6	
57	21	37	6	
58	21	38	6	
59	21	39	7	
60	22	40	7	
61	22	41	7	
62	22	41	7	

63	23	42	7	
64	23	42	7	
65	23	43	7	
66	24	43	7	
67	24	44	7	
68	24	44	7	
69	25	45	7	
70	25	45	7	
71	26	45	7	
72	26	45	8	
73	27	46	8	
74	27	46	8	
75	28	46	8	
76	28	46	8	
77	29	46	8	
78	29	46	8	
79	30	46	8	
80	30	46	8	
81	31	46	8	
82	31	46	8	
83	32	46	8	
84	32	46	8	
85	33	46	8	
86	33	46		
87	33	46		
88	34	46		
89	34	46		
90	34	46		
91	35	46		
92	35	46		
93	35	46		
94	36	46		
95	36	46		
96	36	46		
97	37	46		
98	37	46		
99	37	46		
100	37	46		
101	38	46		
102	38	46		
103	38	46		
104	38	46		
105	39	46		
106	39			
107	39			
108	39			
109	40			
110	40			
111	40			
112	40			
113	40			
114	40			
115	41			
116	41			
117	41			
118	41			
119	41			
120	41			
121	42			
122	42			
123	42			
124	42			
125	42			
126	42			
127	43			

128	43			
129	43			
130	43			
131	43			
132	43			
133	43			
134	43			
135	43			
136	43			
137	43			
138	43			
139	43			
140	43			
141	43			

二 医療職本給表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5

45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ホ 医療職本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1

19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1
23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	1
27	11	1
28	12	1
29	13	1
30	14	2
31	15	3
32	16	4
33	17	5
34	18	6
35	19	7
36	20	8
37	21	9
38	22	10
39	23	11
40	24	12
41	25	13
42	26	14
43	27	15
44	28	16
45	29	17
46	30	18
47	31	19
48	32	20
49	33	21
50	34	22
51	35	23
52	36	24
53	37	25
54	38	26
55	39	27
56	40	28
57	41	29
58	41	30
59	42	31
60	42	32
61	43	33
62	43	34
63	44	35
64	44	36
65	45	37
66	46	38
67	47	39
68	48	40
69	49	41
70	50	42
71	51	43
72	52	44
73	53	45
74	54	46
75	55	47
76	56	48
77	57	49
78	58	50
79	59	51
80	60	52
81	61	53
82	62	54
83	63	55
84	64	56
85	65	57
86	65	58

87	66	59
88	66	60
89	67	61
90	67	62
91	68	63
92	68	64
93	69	65
94	70	66
95	71	67
96	72	68
97	73	69
98	74	70
99	75	71
100	76	72
101	77	73
102	77	74
103	78	75
104	78	76
105	79	77
106	79	77
107	80	77
108	80	78
109	81	78
110	81	78
111	81	79
112	81	79
113	81	79
114	82	80
115	82	80
116	82	80
117	82	81
118	82	81
119	83	81
120	83	81
121	83	82
122	83	82
123	83	82
124	84	82
125	84	83
126	84	83
127	84	83
128	84	83
129	85	84
130	85	84
131	85	84
132	86	84
133	86	85
134	86	85
135	87	85
136	87	86
137	87	86
138	88	86
139	88	86
140	88	86
141	89	87
142	89	87
143	89	87
144	89	87
145	90	87
146	90	88
147	90	88
148	90	88
149	91	88
150	91	88
151	91	89
152	91	89
153	92	89
154	92	

155	92	
156	92	
157	93	
158	93	
159	93	
160	94	
161	94	
162	94	
163	95	
164	95	
165	95	
166	96	
167	96	
168	96	
169	97	

～ U R A職本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	5
23	2	1	6
24	3	1	6
25	4	1	7
26	5	1	7
27	6	1	8
28	7	1	8
29	8	1	9
30	9	1	10
31	10	1	11
32	11	1	12

33	12	1	13
34	12	2	14
35	13	3	15
36	13	4	16
37	14	5	17
38	15	6	18
39	15	7	19
40	16	8	20
41	16	9	21
42	17	10	22
43	18	11	23
44	18	12	24
45	19	13	25
46	19	14	26
47	20	15	27
48	20	16	28
49	21	17	29
50	21	17	30
51	21	18	31
52	21	18	32
53	22	19	33
54	22	19	34
55	22	20	35
56	22	20	36
57	22	21	37
58	22	21	38
59	23	21	39
60	23	22	40
61	23	22	41
62	24	22	41
63	24	23	42
64	24	23	42
65	25	23	43
66	25	24	43
67	25	24	44
68	26	24	44
69	26	25	45
70	26	25	45
71	26	26	45
72	27	26	45
73	27	27	46
74	27	27	46
75	28	28	46
76	28	28	46
77	28	29	46
78	28	29	46

79	29	30	46
80	29	30	46
81	29	31	46
82	30	31	46
83	30	32	46
84	31	32	46
85	32	33	46
86	32	33	46
87	32	33	46
88	32	34	46
89	32	34	46
90	32	34	46
91	33	35	46
92	33	35	46
93	33	35	46
94	34	36	46
95	34	36	46
96	34	36	46
97	34	37	46
98	35	37	46
99	35	37	46
100	35	37	46
101	35	38	46
102	35	38	46
103	35	38	46
104	36	38	46
105	36	39	46
106	36	39	
107	36	39	
108	36	39	
109	36	40	
110	36	40	
111	37	40	
112	37	40	
113	37	40	
114	37	40	
115	37	41	
116	37	41	
117	37	41	
118	37	41	
119	38	41	
120	38	41	
121	38	42	
122	38	42	
123	39	42	
124	39	42	

125	39	42	
126	39	42	
127	39	43	
128	40	43	
129	40	43	
130	40	43	
131	40	43	
132	40	43	
133	41	43	
134	41	43	
135	41	43	
136	41	43	
137	41	43	
138	42	43	
139	42	43	
140	43	43	
141	44	43	
142	44		
143	45		
144	46		
145	46		
146	47		
147	47		
148	47		
149	48		
150	48		
151	49		
152	49		
153	50		
154	50		
155	50		
156	51		
157	51		

附則別表 号給の切替表

イ 一般職本給表

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							

112	108						
113	109						

口 技術職本給表

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	2	1	1
11	3	3	1	1
12	4	4	1	1
13	5	5	1	1
14	6	6	1	1
15	7	7	1	1
16	8	8	1	1
17	9	9	1	1
18	10	10	2	1
19	11	11	3	1
20	12	12	4	1
21	13	13	5	2
22	14	14	6	2
23	15	15	7	2
24	16	16	8	2
25	17	17	9	3
26	18	18	10	3
27	19	19	11	3
28	20	20	12	3
29	21	21	13	4
30	22	22	14	4
31	23	23	15	4
32	24	24	16	4
33	25	25	17	5
34	26	26	18	5
35	27	27	19	5
36	28	28	20	5
37	29	29	21	6
38	30	30	22	6
39	31	31	23	6
40	32	32	24	6
41	33	33	25	7
42	34	34	26	7
43	35	35	27	7
44	36	36	28	7
45	37	37	29	8
46	38	38	30	8
47	39	39	31	8
48	40	40	32	8
49	41	41	33	8
50	42	42	34	9
51	43	43	35	9

52	44	44	36	9
53	45	45	37	9
54	46	46	38	9
55	47	47	39	9
56	48	48	40	10
57	49	49	41	10
58	50	50	42	10
59	51	51	43	10
60	52	52	44	10
61	53	53	45	10
62	54	54	46	10
63	55	55	47	11
64	56	56	48	11
65	57	57	49	11
66	58	58	50	11
67	59	59	51	11
68	60	60	52	11
69	61	61	53	11
70	62	62	54	12
71	63	63	55	12
72	64	64	56	12
73	65	65	57	12
74	66	66		
75	67	67		
76	68	68		
77	69	69		
78	70	70		
79	71	71		
80	72	72		
81	73	73		
82	74	74		
83	75	75		
84	76	76		
85	77	77		
86	78	78		
87	79	79		
88	80	80		
89	81	81		

ハ 教育職本給表

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3

16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	2	
24	12	8	2	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	3	
28	16	12	3	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	4	
32	20	16	4	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	5	
36	24	20	5	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	6	
40	28	24	6	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	7	
44	32	28	7	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	8	
48	36	32	8	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	9	
52	40	36	9	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	10	
56	44	40	10	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	11	
60	48	44	11	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	12	
64	52	48	12	
65	53	49	12	
66	54	50	12	
67	55	51	13	
68	56	52	13	
69	57	53	13	
70	58	54	13	
71	59	55	14	
72	60	56	14	
73	61	57	14	

74	62	58	14	
75	63	59	14	
76	64	60	15	
77	65	61	15	
78	66	62	15	
79	67	63	15	
80	68	64	15	
81	69	65	16	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

二 医療職本給表 (一)

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1

10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	

68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ホ 医療職本給表（二）

旧号給	新 号 給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19

24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77

82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

別表第14

昇給号給数表（第31条関係）

昇給区分	I	II	III	IV	V
	8以上	6	4	2	0
昇給の号給数	2以上（第28条第2項第1号に掲げる職員にあっては、2）	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は第28条第2項各号および同条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第15 削除

別表第16

休職期間等換算表（第36条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
職員就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第1条に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
職員就業規則第15条第1項第3号又は第4号の規定による休職（第4号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
派遣職員の派遣の期間	
職員就業規則第60条に規定する育児休業の期間	2 / 3 以下
専従許可の有効期間	
職員就業規則第61条に規定する介護休業の期間	1 / 2
職員就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下 （結核性疾患によるものである場合にあつては、1 / 2 以下）
職員就業規則第15条第1項第4号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1 / 3 以下

職員就業規則第15条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
---	----------

備考

派遣職員の派遣先の機関の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を職務とみなす。

別表第17

本給の調整額適用区分表（第39条関係）

職 務 担 当		調整数
1 大 学 院 教 育 関 係	(1) 国立大学法人、学校法人及び地方公共団体等が設置する大学に置かれた大学院研究科等（以下「大学院研究科等」という。）の授業を担当する所長、施設長、教員（以下「教員等」という。）のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者（大学院研究科等の博士課程に在学する学生の研究指導を担当する者を含む。）で主任として学生に対する研究指導に従事する者（別に定める者に限る。）	3
	(2) 教員等のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	2
	(3) 教員等のうち、大学院研究科等の修士課程を担当する者	1
	(4) 教員等のうち、大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する者	
2 放 射 線 作 業 従 事	(1) 高エネルギー加速器その他の放射線発生装置（以下「高エネルギー加速器等」という。）の運転及び保守の業務に直接従事することを本務とする者（教授、准教授及び講師を除く。）	2
	(2) 高エネルギー加速器等を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする者（教授、准教授及び講師を除く。）	
	(3) 高エネルギー加速器等を運転して行う実験及び研究又は高エネルギー加速器等の運転の指導及び監督の業務又は技術の指導に直接従事することを本務とする者（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 高エネルギー加速器等を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は当該施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする者（(2)に掲げる者を除く。）	
	(5) 放射線発生装置（高エネルギー加速器等を除く。）若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究の業務に直接従事することを本務とする者	
	(6) 放射線発生装置に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする者	

備考

大学院教育関係の欄中の大学院研究科等の担当等には、大学院博士課程に在学する機構特別共同利用研究員規則により受け入れられた大学院学生に対する講義、研究指導等を含むものとする。

別表第18

本給の調整額調整基本額（第39条関係）

イ 一般職本給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 技術職本給表

職務の級	調整基本額
1級	7,600円
2級	8,800円
3級	10,400円
4級	10,600円
5級	11,100円
6級	13,800円

ハ 教育職本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第19

特殊勤務手当（第49条関係）

手当の種類	支給される職員の範囲	支給額
爆発物取扱等作業手当	技術職本給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき	1日につき300円 4時間未満180円
放射線取扱手当	職員が放射線管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったとき	1日につき230円